

第4期富士見町障害者計画

**令和3年3月
富士見町**

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 法令の根拠・計画の位置づけと計画期間.....	3
(1) 法令の根拠	3
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画期間	4
3. 計画の策定・推進体制.....	5
(1) 策定体制	5
(2) 推進体制	5
(3) 進捗管理	7
4. 障がい者（児）施策の動向.....	8
(1) 関連法令・制度の動き	8
(2) 長野県の取り組み	11
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	13
1. 人口・世帯の状況.....	15
(1) 本町の人口・世帯数	15
2. 障がい者数の状況.....	17
(1) 身体障がい者手帳所持者の状況.....	17
(2) 療育手帳所持者の状況	20
(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況.....	22
(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移.....	23
3. 障がい福祉サービス等の利用状況.....	23
(1) 訪問系サービス利用実績の推移.....	23
(2) 日中活動系サービス利用実績の推移.....	24
(3) 居住系サービス利用実績の推移.....	24
(4) 相談支援サービス利用実績の推移.....	25
(5) 障がい児福祉サービス利用実績の推移.....	25
4. 障がい者を支える地域環境.....	26
5. 障がい者雇用の状況.....	28
6. 障がい者施策の進捗.....	29
7. アンケート調査結果等の概要.....	30
(1) 調査等の概要について	30
(2) 障がい者の意向と今後の課題.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1. 基本理念	37
2. 基本的な視点	38
3. 基本目標と施策体系.....	39

第4章 施策・取り組みの総合的展開.....	41
基本目標1. 障がい福祉サービスの充実.....	43
1－（1）情報提供・相談支援体制の充実 ★.....	45
1－（2）障がい福祉サービスの充実 ★.....	46
1－（3）地域生活支援の充実 ★.....	46
1－（4）サービスの利用支援・事業者の新規参入促進.....	47
基本目標2. 生活の安定と自立への支援.....	48
2－（1）生活安定のための施策の周知.....	50
2－（2）障がい者雇用の促進と就労支援の充実 ★.....	50
2－（3）福祉的就労の場の整備・充実 ★.....	50
基本目標3. 障がいへの理解と交流の促進.....	52
3－（1）広報・啓発活動の充実 ★.....	54
3－（2）ボランティア活動の推進.....	54
3－（3）交流・コミュニケーション支援施策の充実.....	54
3－（4）権利擁護の促進 ★.....	55
基本目標4. 保育・教育の充実.....	56
4－（1）障がい児保育の充実.....	57
4－（2）障がい児教育の充実.....	57
4－（3）放課後児童対策の充実 ★.....	58
4－（4）芸術文化活動・スポーツ等への参加促進.....	58
基本目標5. 保健・医療・健康づくりの充実.....	59
5－（1）障がいの早期発見・早期療育の充実.....	60
5－（2）健康づくりの推進.....	60
5－（3）障がい者医療と地域リハビリテーションの充実.....	61
基本目標6. 生活環境の整備.....	62
6－（1）住環境の整備.....	64
6－（2）移動・外出しやすい環境づくり.....	64
6－（3）安全・安心対策の充実 ★.....	65
資料編.....	67
1. 富士見町福祉運営委員会設置要綱.....	69
2. 富士見町福祉運営委員会委員名簿.....	70
3. 用語集.....	71

注)「★」は、重点的に取り組む施策を表しています。

『障がい』という表記について

本町では全ての人が「障がい」の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する社会形成に向けての行動に少しでも結びついていくことを目的に、一般的に否定的なイメージのある「害」の漢字を、法律用語や固有名詞として使用する場合を除いて、「ひらがな」で表記しています。

本計画では障害者基本法など法律に基づく計画であり、「法令等で使用されている用語」などは漢字で表記することになりますので、それらの表記がひらがなと混在しております。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 法令の根拠・計画の位置づけと計画期間
3. 計画の策定・推進体制
4. 障がい者(児)施策の動向

1. 計画策定の趣旨

富士見町（以下「本町」という。）では、平成 29 年度を初年度とする「富士見町障害者計画」において、「障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支えあい、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる町」を基本理念とし、その実現に向けた取り組みを推進してきました。

計画の策定以降、令和元年東日本台風による被害をはじめとする大規模災害の頻発や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、障がい福祉の分野においても、これまで以上に機動的な対応が求められる局面が増えています。

本町においても少子・高齢化の進展等により、障がいのある人の数の増加や家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安が顕在化する等、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。そのため、関連する法改正等の動向を踏まえ、障がい者の多様なニーズに対応し、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

こうした中で、この度「富士見町障害者計画」が令和 2 年度で計画期間を終了することから、新たな「富士見町障害者計画」（以下、本計画という。）を策定し、基本理念の実現に向けたより効果的な取り組みの推進を図っていくものです。

2. 法令の根拠・計画の位置づけと計画期間

(1) 法令の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者基本計画」として障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定め、障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

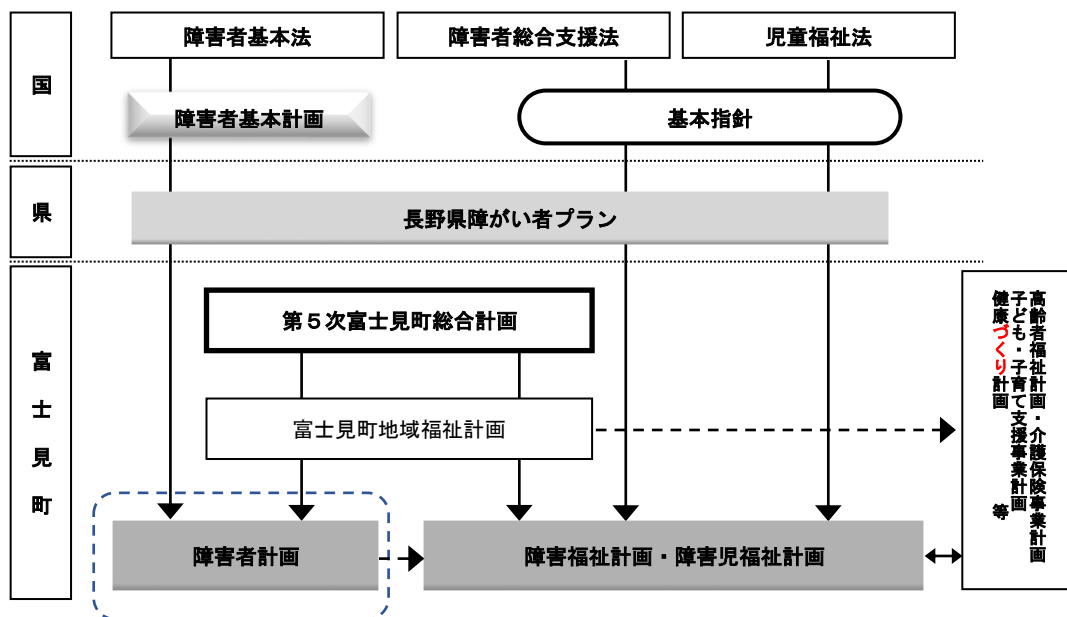
このため、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく障害児福祉計画は、本計画の中の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期（概ね 5～10 年程度）	3 年間	3 年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である第5次富士見町総合計画における基本目標4「町民が健康で活躍するまち」を目指す個別計画として策定するものです。

また、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく基本指針に即して、県計画及び本町の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。



(3) 計画期間

計画の期間は、中期的な指針となる令和3年度(2021)～令和8年度(2026)の6年間です。なお、計画期間中に法制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害者計画	平成29年度～令和2年度			令和3年度～令和8年度					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (3年間)	第5期・第1期 平成30年度～令和2年度			第6期・第2期 令和3年度～令和5年度			第7期・第3期 令和6年度～令和8年度		
総合計画	平成27年度～令和4年度				令和5年度～				
地域福祉計画	平成27年度～令和2年度			令和3年度～令和8年度					

3. 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

町民の意見を反映させるため、保健医療関係者、福祉関係者、サービス利用者等で構成する「富士見町福祉運営委員会」を設置し、本計画に関して検討を行いました。

なお、本計画は、障害福祉サービス利用者等を対象とした障がい福祉に関するアンケート調査、「諏訪地域障がい福祉自立支援協議会」からの意見聴取等を実施し、その結果を反映したものです。

また、計画素案に対するパブリックコメントの実施、県計画との調整を図りながら策定しました。

(2) 推進体制

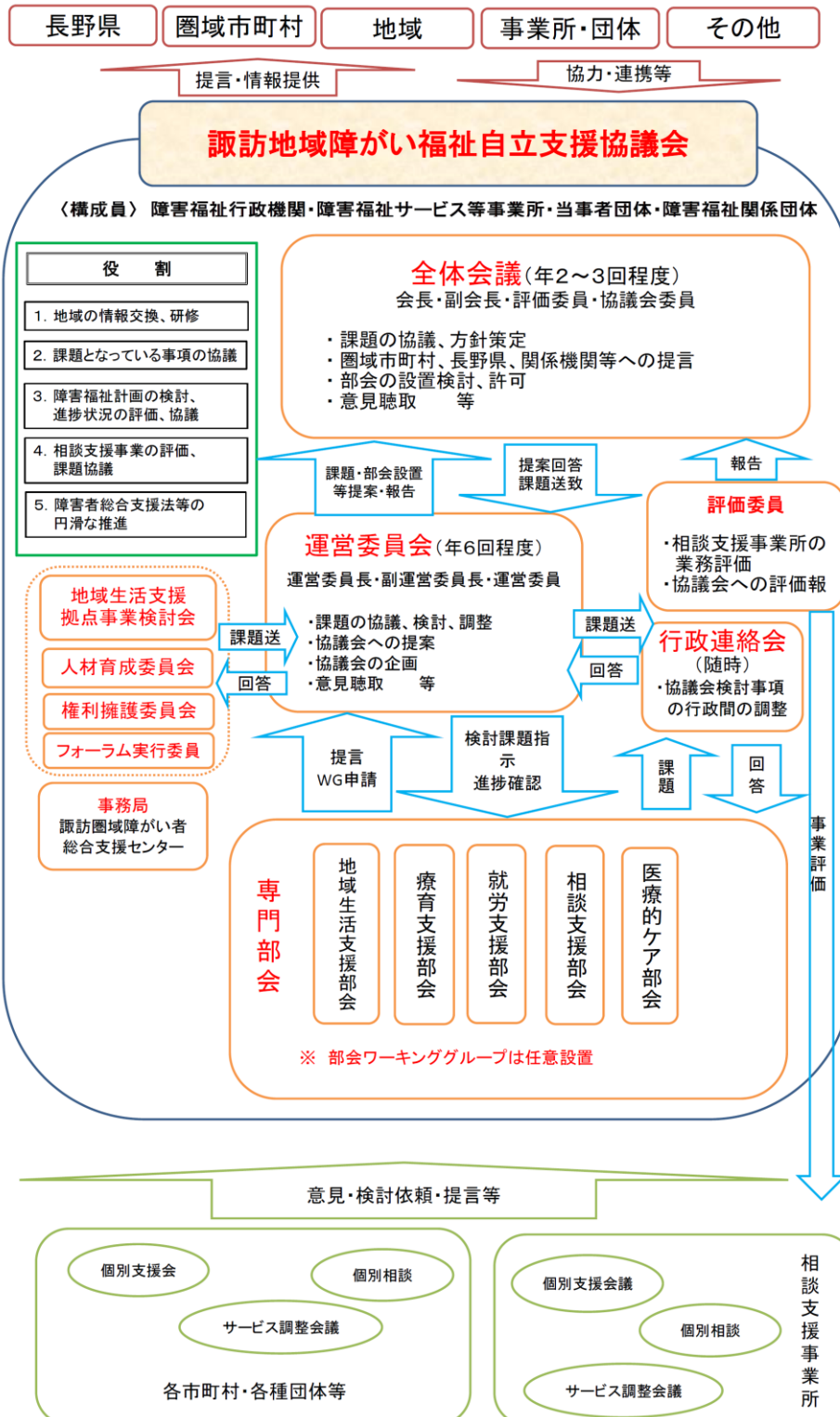
① 庁内組織及び県・関係機関等との連携の強化

本計画は、保健・医療・福祉・雇用・教育等、幅広い分野にわたるため、庁内関係各部局との連携を強化し、総合的かつ切れ目のない支援を推進します。

また、障がいのある人への支援においては、高い専門性が必要なことから、県及び関係機関等との連携を強化し、情報共有を図りながら、効果的な施策の推進を図ります。

② 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会等との連携・協働

諏訪圏域市町村では、障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、「諏訪地域障がい福祉自立支援協議会」を設置しています。当協議会では、障がい者等への支援体制に関する地域課題を共有し、課題解決のための方策等についての協議を行うとともに、関係機関が、地域課題等の解決に向かって連携して取り組めるよう、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。本計画の推進に当たっては、当協議会等との連携・協働によりきめ細かな支援を推進します。

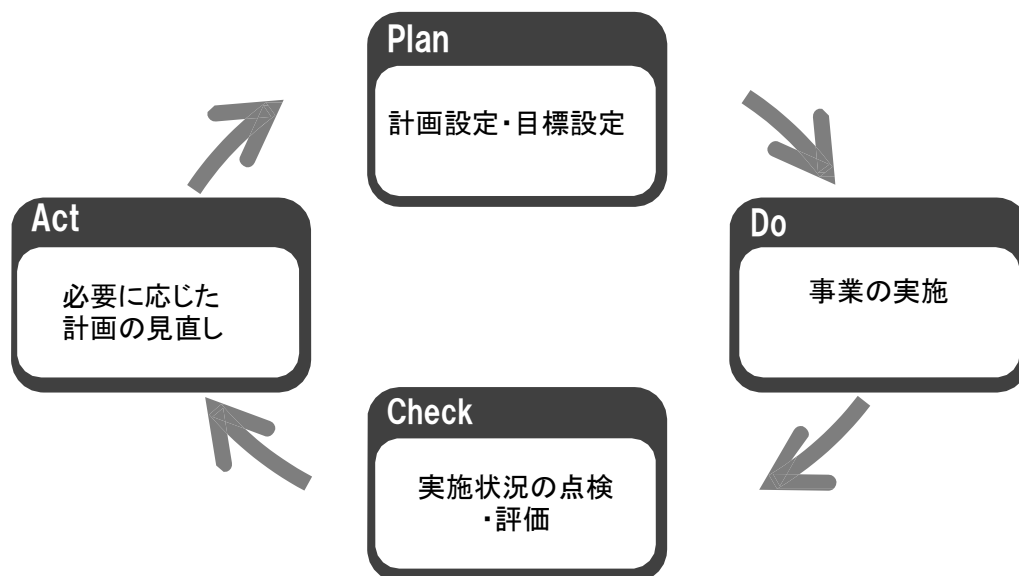


(3) 進捗管理

本計画は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセスを循環させながら、令和3年度から令和8年度の6年間の計画の期間の中で実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しに当たっては、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会において協議、検討を行います。

【本計画における PDCA サイクルのプロセス】



4. 障がい者（児）施策の動向

（1）関連法令・制度の動き

①障害者権利条約の批准

我が国では、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、同年 2 月より効力が生じています。

条約では、第 1 条において「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として定め、第 2 条では、障がい者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義し、第 5 条で、締結国に対し、「障害に基づくあらゆる差別を禁止すること」や、「合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置」を求めています。

国が平成 29 年度に策定した「障害者基本計画（第 4 次）」は、条約との整合性が確保されたものとなっています。

②障害者基本法の改正

国は、平成 23 年 7 月、「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正し、同年 8 月に施行しました。

改正では、障がい者の定義を見直したほか、障がい者や障がい児が可能な限りその身近な場所において、医療、介護やリハビリテーション、療育等の支援を受けられるよう必要な施策を行うこと、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図ること、障がい者の家族が互いに支え合うための活動の支援を適切に行うこと、災害時の安全確保のために必要な情報提供を行うこと、障がい者の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を行うことなどが追加されています。

③障害者総合支援法の改正

平成 25 年 4 月、これまでの「障害者自立支援法」が見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改称されたほか、障がい者の範囲への難病の追加、「障害程度区分」から「障害支援区分」への変更等が行われています。

平成 28 年 5 月には、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等を目的とした改正が行われ、平成 30 年 4 月から施行されています。

④障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設、職場での障がい者に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月から施行されています。

同法では、家庭や施設などで障がい者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、養護者（親等）による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、養護者（親等）の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務付けることなどが盛り込まれています。

⑤障害者差別解消法の制定

「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

⑥発達障害者支援法の改正

平成 17 年の発達障害者支援法の制定から約 10 年が経過し、その間、障害者基本法の改正（平成 23 年）をはじめ、各法制度において発達障がい者が位置づけられてきています。

平成 28 年 5 月には、今後、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われ、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援を推進しています。

⑦障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が平成 28 年 4 月から施行され、雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることになりました。

⑧障害者基本計画（第 4 次）の策定

国は、障害者基本条約の理念に即して改正された障害者基本法第 1 条に規定されている「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」とする目的の達成に向けて、平成 30 年度を初年度とする「障害者基本計画（第 4 次）」（以下、基本計画という。）を策定しました。

併せて、基本計画では、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取り組みを世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

また、基本計画では、各分野に共通の横断的な視点及び各分野における障害者施策における基本的な方向を示しています。

(各分野に共通する横断的な視点)

- ・条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ・PDCA サイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

(各分野の障がい者施策における基本的な方向)

- ・安全・安心な生活環境の整備
- ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ・防災、防犯等の推進
- ・差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ・自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ・保健・医療の推進
- ・行政等における配慮の充実
- ・雇用・就業、経済的自立の支援
- ・教育の振興
- ・文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ・国際社会での協力・連携の推進

(2) 長野県の取り組み

長野県は、平成30年3月に長野県障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を一体化した「長野県障がい者プラン2018」を策定しています。

「長野県障がい者プラン2018」では、「障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。」という基本理念を掲げ、以下の4施策に重点的に取り組むとしています。

①障がいへの理解と権利擁護の推進

共生社会の実現を目指して、全ての県民が障がいに対する理解を深め障がい者の権利を擁護する取り組みを推進します。

②地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせるための地域生活の充実を図るため、必要なサービス基盤の整備等の取り組みを推進します。

③社会参加の促進

生きがいのある充実した生活を送るため、障がいのある人の就労、スポーツ、文化芸術活動等、社会参加の促進を図ります。

④多様な障がいに対する支援の充実

重症心身障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がい等の障がい特性に応じた支援の充実を図ります。

また、発達障がい等、配慮を必要とする児童・生徒に対して、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況
2. 障がい者数の推移
3. 障がい福祉サービス等の利用状況
4. 障がい者を支える地域環境
5. 障がい者雇用の状況
6. 障がい者施策の進捗
7. アンケート調査結果等の概要

1. 人口・世帯の状況

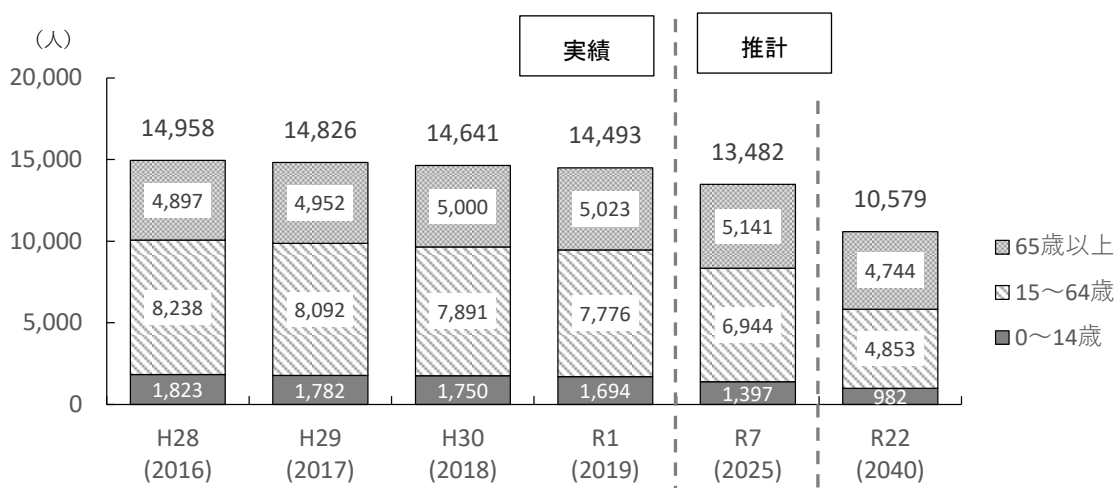
(1) 本町の人口・世帯数

①年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあります。高齢者人口は増加してきており、令和元（2019）年10月時点で高齢率が34.7%と3人に1人以上が高齢者となっています。今後も高齢化が進み、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には高齢化率が44.8%まで上昇すると推計されています。

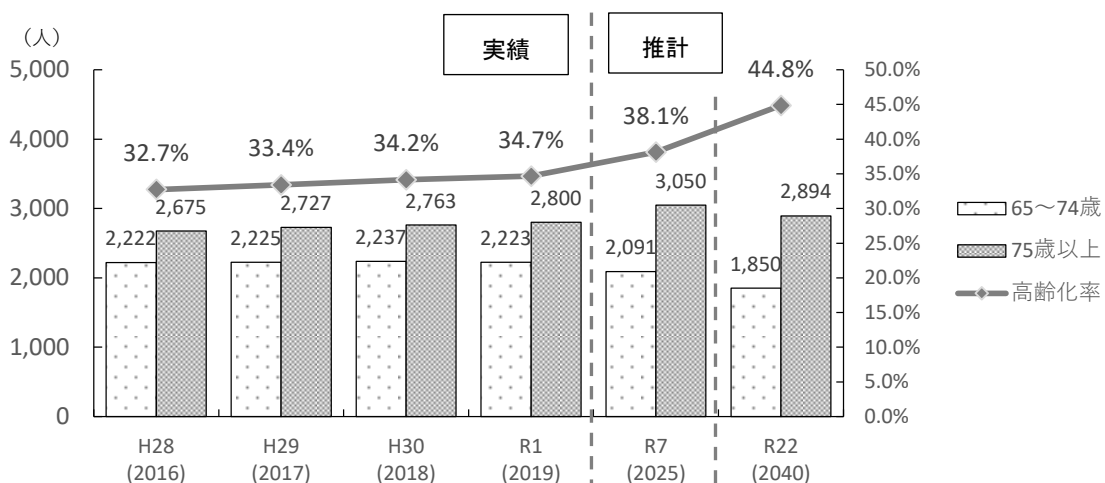
特に75歳以上の後期高齢者が増加傾向にあることから、元気な高齢者も含め、地域全体で支えあう体制づくりを進めていく必要があります。

■年齢3区分別人口の推移・推計



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）R7、R22はコーホート変化率法による推計値

■前期・後期別高齢者数及び高齢化率の推移・推計



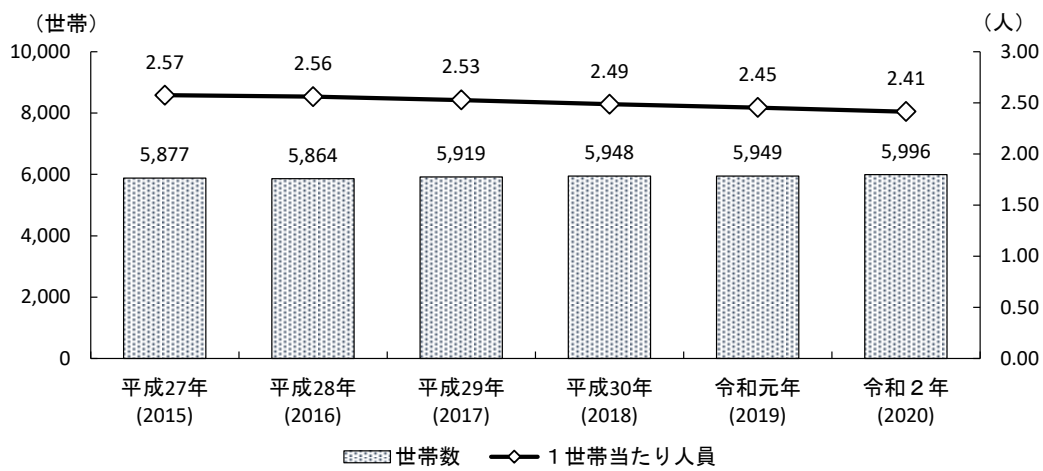
出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）R7、R22はコーホート変化率法による推計値

②世帯の状況

住民基本台帳をもとに本町の世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあります。総人口は減少傾向にあることから、1世帯当たり人員は減少してきており、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加がうかがえます。

国勢調査により世帯構成別の世帯数・割合をみると、平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて、核家族世帯、高齢夫婦世帯、高齢単身者世帯、ひとり親世帯の世帯数、割合が増加しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



出典：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

■世帯構成別世帯数・割合の推移

	世帯数		割合	
	H22	H27	H22	H27
一般世帯数	5,620	5,384	-	-
うち核家族世帯	3,041	3,108	54.1%	57.7%
うち高齢夫婦世帯	770	835	13.7%	15.5%
うち高齢単身者世帯	582	671	10.4%	12.5%
うち母子世帯	51	58	0.9%	1.1%
うち父子世帯	7	11	0.1%	0.2%

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

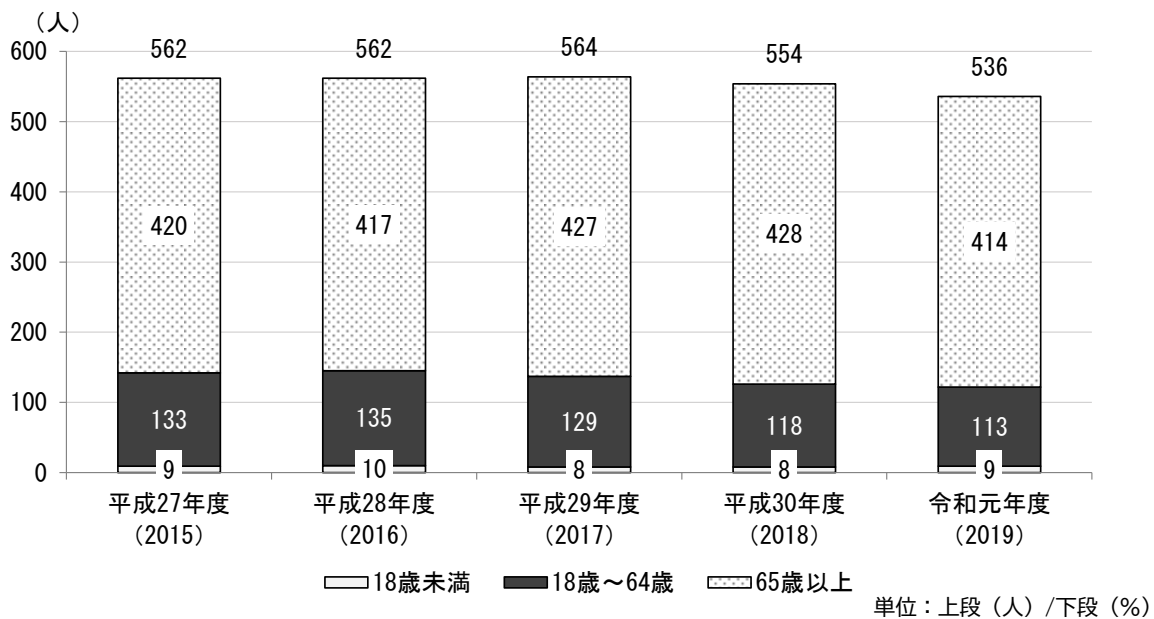
2. 障がい者数の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者の状況

①年齢区分別の推移

年齢区別に身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、18歳～64歳、65歳以上において減少傾向にあり、令和元年度（2019）の所持者数は18歳未満が9人、18歳～64歳が113人、65歳以上が414人と約8割が高齢者となっています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移（年齢別）



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
身体障がい者手帳所持者	562	562	564	554	536
18歳未満	9	10	8	8	9
構成比	1.6	1.6	1.8	1.4	1.4
18歳～64歳	133	135	129	118	113
構成比	23.9	23.7	24.0	22.9	21.3
65歳以上	420	417	427	428	414
構成比	74.5	74.7	74.2	75.7	77.3

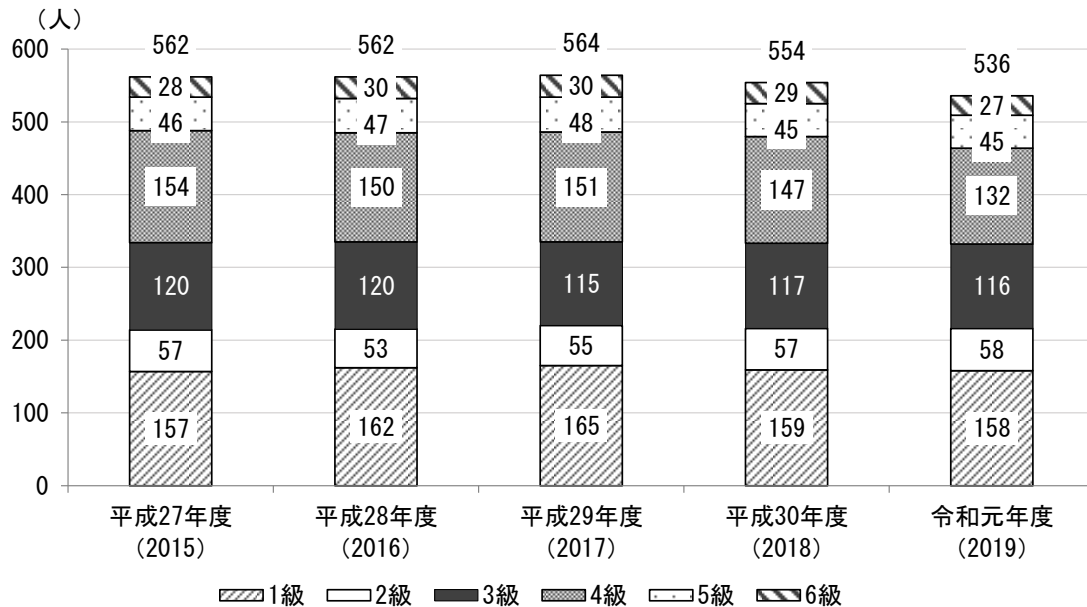
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

②等級別の推移

等級別に身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成 27 年度（2015）から令和元年度（2019）の5年間で重度（1級・2級）は210～220人、中度（3級・4級）は240～270人台、軽度（5級・6級）は70人台でそれぞれ推移しています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移（等級別）



単位：上段（人）/下段（％）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
身体障がい者手帳所持者		562	562	564	554	536
重 度	1級	157	162	165	159	158
	構成比	27.9	28.8	29.3	28.7	29.5
	2級	57	53	55	57	58
	構成比	10.1	9.4	9.8	10.3	10.8
中 度	3級	120	120	115	117	116
	構成比	21.4	21.4	20.4	21.1	21.6
	4級	154	150	151	147	132
	構成比	27.4	26.7	26.8	26.5	24.6
軽 度	5級	46	47	48	45	45
	構成比	8.2	8.4	8.5	8.1	8.4
	6級	28	30	30	29	27
	構成比	5.0	5.3	5.3	5.2	5.0

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

③障がい別の推移

障がい別に身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成27年度(2015)から令和元年度(2019)の5年間で肢体不自由は減少傾向、その他は概ね横ばいで推移しています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移(障がい別)

単位：上段(人)/下段(%)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
身体障がい者手帳所持者	562	562	564	554	536
視覚障がい	24	24	26	25	26
構成比	4.3	4.3	4.6	4.5	4.9
聴覚・平衡機能障がい	49	54	51	49	46
構成比	8.7	9.6	9.0	8.8	8.6
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	5	5	6	6
構成比	0.7	0.9	0.9	1.1	1.1
肢体不自由	318	307	305	303	294
構成比	56.6	54.6	54.1	54.7	54.9
内部障がい	167	172	177	171	164
構成比	29.7	30.6	31.4	30.9	30.6

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

④種類別・等級別の状況

令和元年度(2019)末時点の種類別・等級別の身体障がい者手帳所持者数の状況をみると、内部障がいの1級の方が110人で最も多く、次いで肢体不自由の4級の方が89人、肢体不自由の3級の方が82人となっています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移の状況(種類別・等級別)

単位：(人)

	重度		中度		軽度		合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	5	14	0	2	3	2	26
聴覚・平衡機能障がい	10	4	8	8	1	15	46
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	3	3	0	0	6
肢体不自由	33	39	82	89	41	10	294
内部障がい	110	1	23	30	0	0	164
合計	158	58	116	132	45	27	536

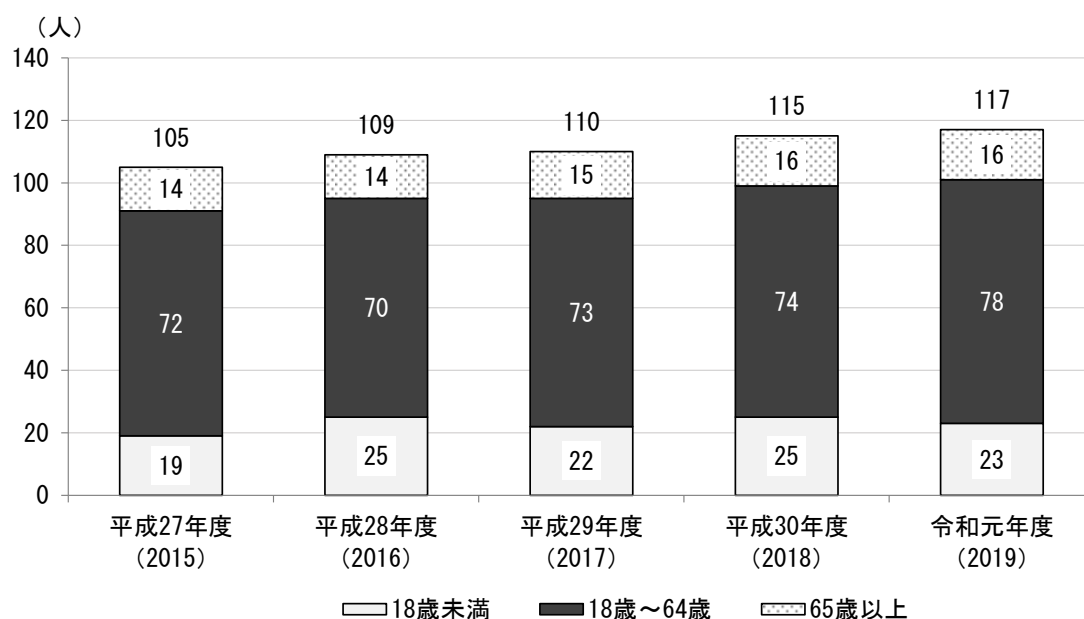
資料：「富士見町 住民福祉課」令和元年度(2019)末現在

(2) 療育手帳所持者の状況

①年齢別の推移

年齢別に療育手帳所持者数の推移をみると、18歳未満は増減をしながら推移し、18歳～64歳、65歳以上は増加傾向となっています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



単位：上段（人）/下段（％）

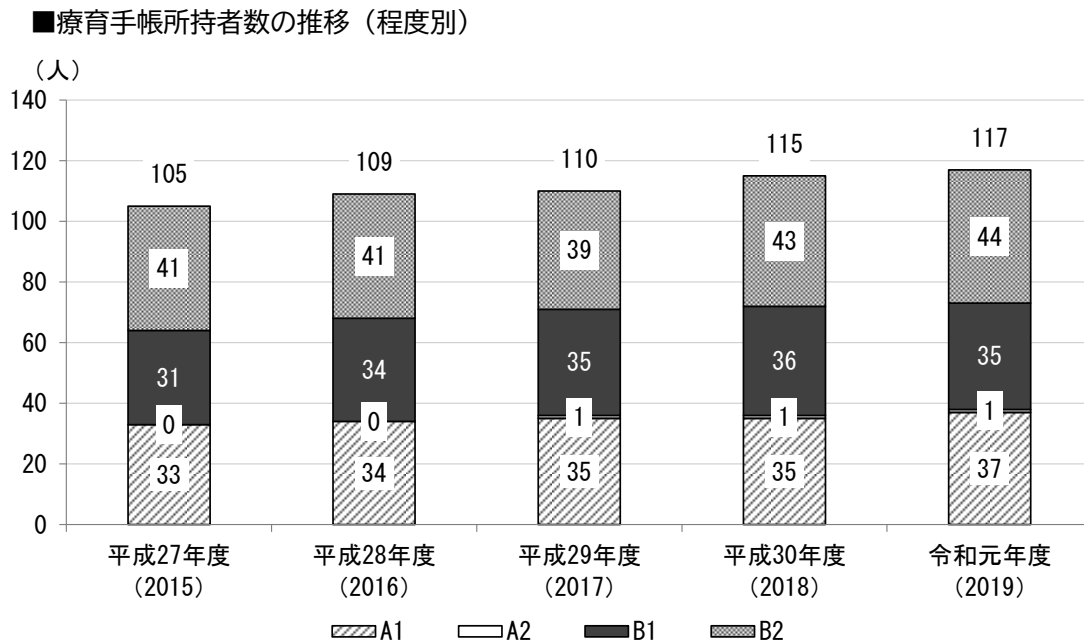
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
療育手帳所持者	105	109	110	115	117
18歳未満	19	25	22	25	23
構成比	18.1	22.9	20.0	21.7	19.7
18歳～64歳	72	70	73	74	78
構成比	68.6	64.2	66.4	64.3	66.7
65歳以上	14	14	15	16	16
構成比	13.3	12.8	13.6	13.9	13.7

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

②障がい程度別の推移

障がい程度別に療育手帳所持者数の推移をみると、平成27年度(2015)から令和元年度(2019)の5年間でA1は33～37人、A2は0～1人、B1は31～35人、B2は39～44人でそれぞれ推移しています。



単位：上段（人）/下段（％）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
療育手帳所持者	105	109	110	115	117
A1（重度）	33	34	35	35	37
構成比	31.4	31.2	31.8	30.4	31.6
A2（中度・3級以上の身体障がい者を合併）	0	0	1	1	1
構成比	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9
B1（中度）	31	34	35	36	35
構成比	29.5	31.2	31.8	31.3	29.9
B2（軽度）	41	41	39	43	44
構成比	39.0	37.6	35.5	37.4	37.6

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

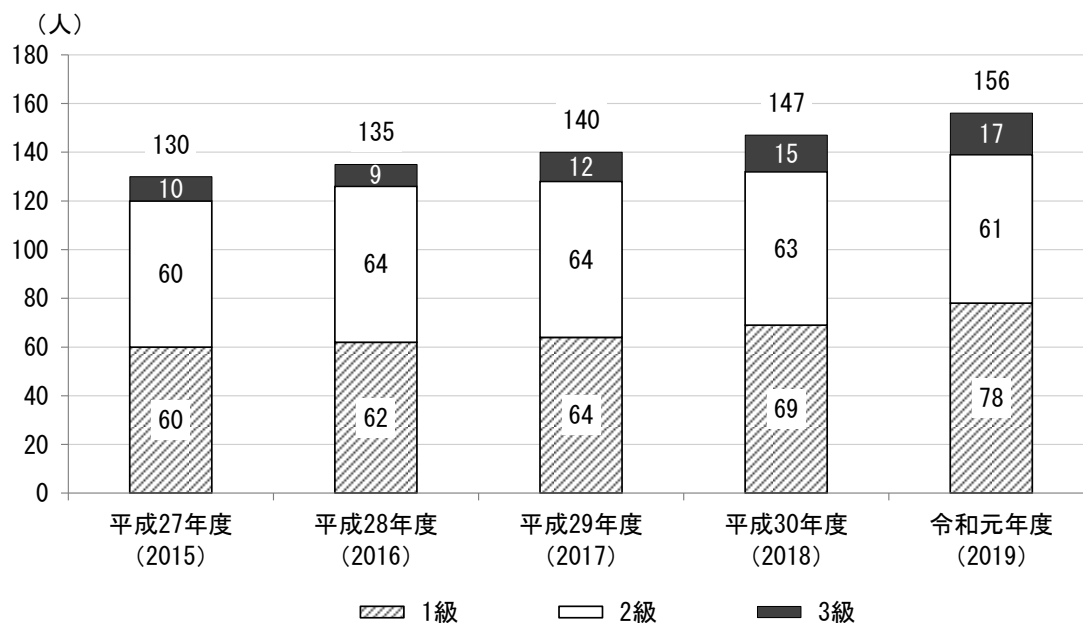
資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

①等級別の推移

等級別に精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成27年度(2015)から令和元年度(2019)の5年間で2級(中度)は平成28年度(2016)、平成29年度(2017)をピークに減少、1級(重度)、3級(軽度)は増加傾向となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



単位：上段(人) / 下段(%)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
精神障がい者保健福祉手帳所持者	130	135	140	147	156
1級(重度)	60	62	64	69	78
構成比	46.2	45.9	45.7	46.9	50.0
2級(中度)	60	64	64	63	61
構成比	46.2	47.4	45.7	42.9	39.1
3級(軽度)	10	9	12	15	17
構成比	7.7	6.7	8.6	10.2	10.9

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

令和元年度（2019）末時点の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は262人となっています。平成27年度（2015）から令和元年度（2019）の推移をみると、224人～285人の間で増減を繰り返して推移しており、受給者の平均人数は252人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

単位：（人）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
更生医療	6	5	5	5	4
育成医療	2	1	2	2	1
精神通院医療	224	240	285	249	262

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

3. 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービス利用実績の推移

訪問系サービス利用実績は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度（2019）末時点では、居宅介護が17人、同行援護が1人となっています。

■訪問系サービス利用実績の推移

単位：（人/月）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
居宅介護	13	15	16	15	17
重度訪問介護	1	0	0	0	0
同行援護	1	1	1	1	1
行動援護	0	1	0	0	0
重度包括	0	0	0	0	0

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(2) 日中活動系サービス利用実績の推移

日中活動系サービス利用実績は、生活介護は増加傾向、その他は横ばいで推移しています。

■日中活動系サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
生活介護	25	24	25	31	39
機能訓練	0	0	0	0	0
生活訓練	2	3	2	3	2
就労移行支援	2	1	1	2	1
就労継続 A 型	6	11	14	16	13
就労継続 B 型	19	20	20	20	21
就労定着支援	—	—	—	0	0
療養介護	1	1	2	2	2
短期入所（福祉型）	2	2	2	3	2
短期入所（医療型）	1	1	1	0	2

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(3) 居住系サービス利用実績の推移

居住系サービス利用実績は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度（2019）末時点では、施設入所支援が17人、グループホームが10人となっています。

■居住系サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
自立生活援助	0	0	0	0	0
グループホーム	9	9	9	9	10
施設入所支援	17	17	17	17	17

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(4) 相談支援サービス利用実績の推移

相談支援サービス利用実績は、計画相談支援が増加傾向、その他が横ばいで推移しています。

■相談支援サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
計画相談 支援	月平均人数	17	17	18	18	20
	実人数(人)	62	71	70	81	82
地域移行支援		0	0	0	0	0
地域定着支援		0	1	1	1	1

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

(5) 障がい児福祉サービス利用実績の推移

障がい児福祉サービス利用実績は、放課後等デイサービスが増加傾向、その他が横ばいで推移しています。

■障がい児福祉サービス利用実績の推移

単位：(人/月)

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
児童発達支援		1	4	6	5	2
放課後等デイサービス		1	7	10	28	33
保育所等訪問支援		1	0	1	1	4
障がい児 相談支援	月平均人数	2	4	5	6	8
	実人数(人)	4	18	20	25	32

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度末現在

4. 障がい者を支える地域環境

富士見町では、特別支援学級は小学校・中学校において、それぞれ設置しており、障がい児一人ひとりに応じた教育を行っています。

また、放課後児童クラブ、保育所にて障がい児を受け入れています。

このほか、特別支援学校（2校）に通学している児童生徒もいます。

■特別支援学級の状況・推移

単位：学校数（校）/学級数（学級）/児童・生徒数（人）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
小学校							
特別支援学級を設置する学校数		3	3	3	3	3	3
学級数	知的障がい	2	2	2	2	2	2
	自閉・情緒障がい	3	4	4	5	5	5
児童数	知的障がい	8	6	8	7	11	9
	自閉・情緒障がい	10	17	16	25	26	25
中学校							
特別支援学級を設置する学校数		1	1	1	1	1	1
学級数	知的障がい	1	1	1	1	1	1
	自閉・情緒障がい	1	2	3	3	3	3
生徒数	知的障がい	6	8	6	5	5	4
	自閉・情緒障がい	5	9	17	17	18	20

資料：「富士見町 住民福祉課」各年度5月1日現在

■放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ状況・推移

単位：児童数（人）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
障がい児の 受け入れ数	小学校児童クラブ	8	12	20	36	14	14
	諏訪養護学校児童クラブ	5	5	5	4	2	2

資料：「富士見町 住民福祉課」令和2年度（2020）5月1日現在

■保育所での障がい児の在籍状況・推移

単位：児童・保育士数（人）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
在籍 児童数	在籍児童数 3歳未満	63	64	57	45	57	57
	在籍児童数 3歳	113	96	112	95	96	77
	在籍児童数 4歳以上	205	216	217	210	213	198
在籍障がい児数※		25	26	17	31	17	13
加配保育士		10	11	10	11	9	9

※在籍障がい児には、発達の経過を観察している児童を含む。

資料：「富士見町 住民福祉課」令和2年度（2020）5月1日現在

■特別支援学校の状況・推移

単位：（人）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
花田養護 学校	小学部	1	1	1	1	2	2
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	1	1	2	2
諏訪養護 学校	小学部	4	5	4	4	4	3
	中学部	3	5	4	3	0	1
	高等部	4	4	5	5	8	6
	計	11	14	13	12	12	10

資料：「富士見町 住民福祉課」各年5月1日現在

5. 障がい者雇用の状況

諏訪公共職業安定所管内（富士見町、諏訪市、茅野市、原村）における障がい者の雇用状況（従業員 45.5 人以上の事業所）をみると、令和元年度（2019）の雇用者数は身体障がい者が 524.5 人、知的障がい者が 273.5 人、精神障がい者が 133.0 人となっています。

また、令和元年度（2019）の新規求職申込件数は 115 件、就職件数は 51 件となっています。

■諏訪公共職業安定所管内の障がい者の雇用状況の推移

単位：（人）

		平成 29 年（2017）	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）
算定基礎労働者		40,626.0	40,942.0	41,726.5
障がい者 雇用	身体障がい	505.5	523.5	524.5
	知的障がい	266.0	276.5	273.5
	精神障がい	98.0	144.5	133.0
	計	869.5	944.5	931.0
雇用率（％）		2.14	2.31	2.23

※重度身体障がい者または重度知的障がい者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者または知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。重度身体障がい者または重度知的障がい者で短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分としてカウントされ、精神障がい者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。上記カウント方法のため、雇用障がい者数には端数が生じる。

資料：「諏訪公共職業安定所」

■諏訪公共職業安定所管内の障がい者職業紹介業務取扱い状況

障がいのある人の登録者	平成 27 年度 （2015）	令和元年度 （2019）
新規求職申込件数（新規の求職申込者）	371 件	115 件
就職件数（登録者のうち就職した者）	218 件	51 件
新規登録者数（新規で登録した者）	179 人	49 件
有効求職者数（障がい登録した人全体の求職者数）	5,036 人	1,465 人
就業中の者（障がい登録した人で現在就職している者）	9,540 人	2,887 人
保留中の者（登録しているが、求職活動を希望しない状態の者）	1,077 人	927 人

※身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病障がい・高次脳機能障がい・その他障がいを合わせた数

資料：「諏訪公共職業安定所」

6. 障がい者施策の進捗

本町では、6つの基本目標と21の施策に基づき、71の事業を展開してきました。

施策推進担当課による施策の自己評価の結果では、71の掲載事業に対し、「有効」(A)または、「概ね有効」(B)と評価した事業の割合(有効事業比率)は、計画全体で64事業(90.1%)となっています。また、実施したものの「課題が残る」(C)、「実施したが利用等実績なし」(D)となった事業は3事業(4.2%)、「一部実施」(E)、「未実施」(F)の事業は2事業(2.8%)となっています。

施 策	掲載事業数	評価		
		A・B	C・D	E・F
基本目標1：障がい福祉サービスの充実				
1- (1) 情報提供・相談支援体制の充実	4	4	0	0
1- (2) 障がい福祉サービスの充実	6	5	1	0
1- (3) 地域生活支援の充実	4	3	1	0
基本目標2：生活の安定と自立への支援				
2- (1) 生活安定のための施策の周知	3	3	0	0
2- (2) 就労の促進	2	2	0	0
2- (3) 福祉的就労の促進	4	4	0	0
基本目標3：理解と交流の促進				
3- (1) 広報・啓発活動の充実	2	2	0	0
3- (2) ボランティア活動の推進	2	2	0	0
3- (3) 交流・コミュニケーション支援施策の充実	2	2	0	0
3- (4) 権利擁護の促進	3	3	0	0
基本目標4：保育・教育の充実				
4- (1) 障がい児保育の充実	4	4	0	0
4- (2) 障がい児教育の充実	5	5	0	0
4- (3) 放課後児童対策の充実	2	2	0	0
4- (4) 芸術文化活動・スポーツ等への参加促進	2	2	0	0
4- (5) 子どもの頃からの福祉学習の推進	3	1	—	—
基本目標5：保健・医療サービスの充実				
5- (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実	4	4	0	0
5- (2) 保健サービスの推進	3	3	0	0
5- (3) 障がい者医療と地域リハビリテーションの充実	4	2	0	2
基本目標6：生活環境の整備				
6- (1) 住環境の整備	1	0	1	0
6- (2) 福祉のまちづくりの推進	6	6	0	0
6- (3) 安全・安心対策の充実	5	5	0	0
計	71	64	3	2

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（概ね有効）、C：実施（課題が残る）、
D：実施（実施したが利用等実績なし）、E：一部実施、F：未実施

7. アンケート調査結果等の概要

(1) 調査等の概要について

①福祉に関するアンケート調査

- 調査目的 障がいのある人の生活全般にかかわる実態や障がい者の福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするため、アンケート調査を実施しました。
- 調査期間 令和2年9月～10月
- 調査対象 町内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者
- 調査内容
 1. あなたご自身のことについて
 2. 住まいや暮らしについて
 3. 外出について
 4. 就労について
 5. 就学について
 6. 社会参加や地域での生活について
 7. 障がい福祉サービスなどの利用について
 8. 悩みや不安について
 9. 情報について
 10. 障がいへの理解や権利擁護について
 11. 災害時の避難などについて
 12. 介助の状況について
- 調査方法 郵送によるアンケート調査
- 回収結果

	配布数	回収数	回収率
合計	718 票	458 票	63.8%

- 調査主体 富士見町住民福祉課

②諏訪地域障がい福祉自立支援協議会全体会議意見交換会

- テーマ ～第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に向けて～
諏訪圏域に足りない地域資源について
- 開催日 令和2年10月22日

③第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査

- 調査対象 相談支援専門員、相談支援部会員
- 調査期間 令和2年9月
- 調査主体 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会 行政連絡会調査

(2) 障がい者の意向と今後の課題

①障がいごとの傾向について

◎身体障がい者

- 身体障がい者手帳所持者は高齢者が約8割を占めた状態が続いています。また、今後、利用したい（利用を継続したい）サービスは、居宅介護や短期入所サービスを望む割合が高くなっており、介助・介護双方からのサービス提供を検討する必要があります。
- 働いている方の勤務形態としては自営業、農林水産業などに従事している割合が高く、仕事をしているうえでの不安や不満として約5割の方が特にないと回答していますが、高齢の方が多いため、体力的に負担が大きいとの回答が2割と他の障がい種別に比べて高くなっています。

◎知的障がい者

- 療育手帳所持者は増加傾向にあり、複数の障がいがある人も多く、重複障がいに対応した支援体制が求められます。
- 今後、利用したい（利用を継続したい）サービスは、生活介護や施設入所支援、相談支援を望む割合が高くなっています。また、就労の継続支援サービスを望む割合も高くなっています。
- 勤務形態としては、働いている方の約3人に1人が福祉サービスを利用して就労しています。仕事をしているうえでの不安や不満としては、収入面のほか、施設や作業所が少ないことが挙げられています。

◎精神障がい者

- 精神障がい者手帳所持者も同様に増加傾向にあります。また、知的障がい者・精神障がい者はともに、差別や嫌な思いをしたことについて『ある』（「ある」または「少しある」）割合が「ない」割合を上回っており、周囲の理解を深めることが重要です。
- サービスの利用意向としては、就労の継続支援サービスのほか、自立生活援助や相談支援を望む割合が高くなっています。
- 働いている方の勤務形態としては、非常勤職員・派遣職員と福祉サービスの利用が約3割となっています。また、仕事をしているうえでの不安や不満としては、約4割の方が収入の少なさを挙げており、そのほか、悩みや相談相手がいないこと、雇用形態が不安定であることの割合が高くなっています。

②介助の状況について

- 主な介助者の年齢は、「70 歳以上」が最も多く挙げられており、被介護者の年齢の上昇とともに介助者の年齢も上昇傾向にあることから、介助者の高齢化が懸念されます。
- 介助者自身に介護が必要となるケースや介助者亡き後の対応・支援が求められます。

③地域における生活の状況について

- 地域で生活するためにあればよいと思う支援として、「主治医や医療機関が近くにあること」に次いで「生活するのに十分な収入があること」、「経済的負担の軽減」が挙げられており、地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援のニーズが見てとれます。
- 現在、学校などに通園・通学している方の学校教育修了後の進路・社会参加についての希望として「障がい特性に応じた作業所」、「一般企業(会社など)の障がい者雇用」などが上位に挙げられています。令和2年度諏訪地域障がい福祉自立支援協議会全体会議意見交換会（以下「意見交換会」とする）では、修了後の進路について、「卒業生の将来の受入れ先（特に生活介護）が足りていない。定員がいっぱいということで保護者からも相談を受けている。」との意見があり、切れ目のない支援体制の構築が重要です。
- 意見交換会では、「高校卒業後、就職できず家に引きこもっている方の、日中通える場所が欲しい。」など、引きこもりについての意見も寄せられており、有効なアウトリーチ施策が求められます。

④外出・交通手段について

- 外出の際に困っていることでは全体で上位に挙げられている「階段や段差が多い」、「公共交通機関が少ない」に加え、年代や手帳所持の状況によっては、「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない」も上位に挙げており、ターゲットを絞ったサービスも検討の必要があります。
- 交通手段については、意見交換会において、「移動の手段が欲しい。移動手段の充実が図られれば就労移行のニーズは軽減されるのではないか。」と指摘されており、今後は、障がい者の状況、ニーズの把握、支援サービスの供給・費用、支援者の負担等のバランスに配慮しながら、適切な支援の提供体制を充実することが必要です。

⑤障がい福祉サービスなどについて

- 今後利用したいサービスの最上位に挙げられた「居宅介護(ホームヘルプ)」は現在の利用の回答割合を上回る利用希望が見られています。
- 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会行政連絡会にて相談支援専門員を対象に実施した調査(以下「自立支援協議会調査」とする)では、圏域で充足していないと感じる福祉サービスとして、共同生活援助、短期入所(福祉型)が上位に挙げられています。
- 意見交換会では、共同生活援助について、受け入れの拡大に対する期待が聞かれる一方、経営の難しさのため事業実施を躊躇するという意見が見られています。その他のサービスについても、財政面や人材に関すること、専門知識に関する課題を挙げる意見が目立っています。

⑥相談体制について

- 心配事や悩みの相談相手は「家族」が圧倒的に多く、問題が潜在化しやすい傾向にあることが推測されます。問題を抱え込まないような取り組みの検討が重要です。
- 自立支援協議会調査では、「相談支援専門員は、個別ケースから地域の課題となるべき内容について整理し、解決のために基幹や協議会等に結びつけることが期待されているが、その取り組みができていない現状があるように思われる。相談員の発信力、基幹や協議会の受信の感度にも課題があるものと思われる。」、意見交換会では相談支援体制の充実・強化に向けた課題が挙げられています。

⑦災害時の避難等について

- 高齢世代に限らず、一人での避難が困難な状況にあります。
- 近所の人からの援助も前回調査と比較すると減少しており、緊急時の避難困難者への支援体制を整備するとともに、自らの命を守るための事前準備の促進に向けて情報発信、啓発が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本的な視点
3. 基本目標と施策体系

1. 基本理念

本町では、平成 27（2015）年度に「第 5 次富士見町総合計画」を策定し、「町の強みを生かし戦略的・革新的にチャレンジしていく」「以前からの継続事業の強化を図る」という考えのもと計画を推進しています。平成 30（2018）年度には、社会の変化や地域の現状を踏まえ、中間見直しを行っています。当計画では、富士見町民憲章の精神にのっとり、富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原に位置する町の特徴を活かし、自然と共生し、健康で、教養や文化があり、産業が発展する、住みよいまちの実現を目指しています。

また、平成 29 年度には「富士見町障害者計画」を策定し、基本理念として掲げた「障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支えあい、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる町」の実現のため、地域で自立して生活でき、自らの能力を発揮して自己実現ができる町、快適で安心して暮らせる町への想いをしっかりと見つめ、障がい福祉施策の推進に努めてきました。

この間に、国は、障害者権利条約に掲げられている障がい者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に則し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。改正された障害者基本計画（第 4 次）には、その基本理念として、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念に即し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。共生社会とは、障がいを特別なものとして考えるのではなく、住民誰もが相手の視点に立って考え、相手を思いやる心が育まれる地域をつくることです。

これらを踏まえ、本計画においては前計画の基本理念を継承し、その実現に向けた施策をより一層充実することとします。

**障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支えあい、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる町**

2. 基本的な視点

基本理念の実現に向けた施策の展開に当たり、以下の基本的視点に立った施策を推進します。

視点1 障がいと障がいのある人に対する理解の促進

障がいのあるなしにかかわらず、ともに支えあう共生社会の実現のためには、地域を構成する人々が障がい等を正しく理解し、地域全体で社会的な障壁を取り除くために、一人ひとりが相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支えあうことが不可欠です。

あらゆる施策の展開や協働の取り組みを推進する上での基盤として正しい理解を促進するとともに、障がいを理由とした不利益な扱いや虐待を受けることがないよう、障がいのある人の権利を擁護する取り組みを進めます。

視点2 包括的で切れ目のない支援の推進

近年、障がいのある方やその家族の高齢化、「親亡き後」の対応が問題となっています。また、発達障がいなどにより特別な支援を必要とする子どもは全国的に増加傾向にあります。

障がいの早期発見を促し、早期からの療育支援・指導につなげるとともに、一人ひとりの支援の道筋を明らかにして継続的な支援を行う必要があります。そのためには、ライフステージごとに発達に応じた継続的かつ一元的な支援体制の構築が求められます。

保健・福祉をはじめ、教育や労働、法律、医療、生活環境等の関連する各分野が緊密に連携し、総合的な施策を展開することで、切れ目のない包括的な支援を推進します。

視点3 自立した地域生活への支援の充実

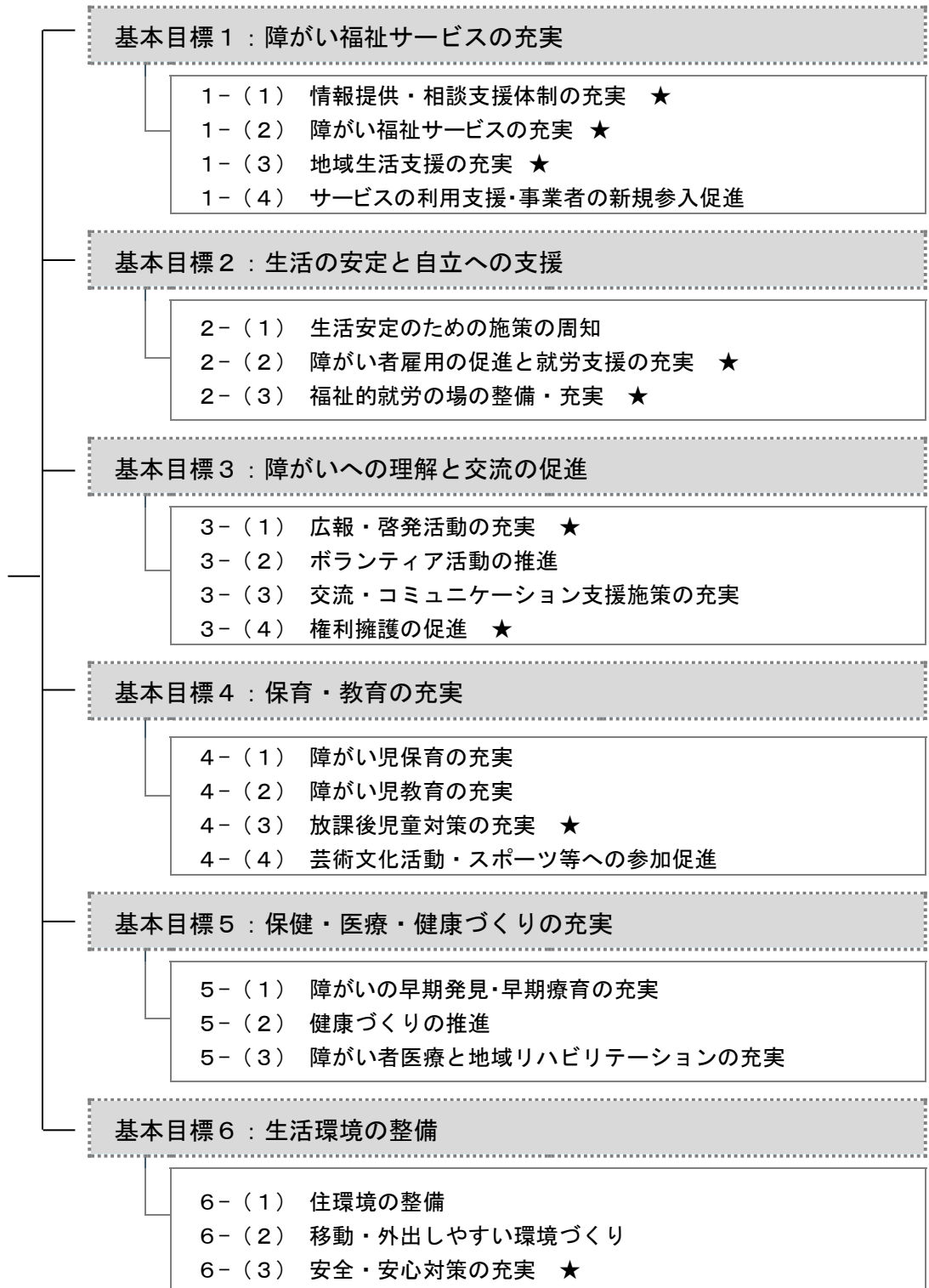
社会経済情勢の変化に伴い、ライフスタイルが多様化する中で、障がいのある人においても、住み慣れた地域で生活の質の向上を図れるように、障がいの特性や能力に応じた就労の拡大や活動の機会の提供に努めます。

また、障がいのある人が安全・安心に暮らすことができるよう、住まいや日中活動の場の整備、社会参加の促進を進めます。

3. 基本目標と施策体系

基本理念

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支えあい、地域で安心して自分らしく暮らすことができる町



注) 「★」は、重点的に取り組む施策を表しています。

第4章 施策・取り組みの総合的展開

基本目標1. 障がい福祉サービスの充実

基本目標2. 生活の安定と自立への支援

基本目標3. 障がいへの理解と交流の促進

基本目標4. 保育・教育の充実

基本目標5. 保健・医療・健康づくりの充実

基本目標6. 生活環境の整備

基本目標 1. 障がい福祉サービスの充実

施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活を続けていくためには、在宅福祉サービスをはじめとする地域生活を支えるサービスのきめ細かな提供とともに、グループホームをはじめとする地域移行に向けた居住の場の確保が必要不可欠です。

アンケート調査結果をみると、サービスの認知についてさらなる改善の余地があることから、適切な利用につなげるための積極的な情報提供が重要となっています。また、相談支援事業については、障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する窓口機能、保健・医療・福祉その他各般にわたる支援の調整、専門的な機関への紹介等、果たす役割もますます重要になっており、さらなる充実が望まれます。

[アンケート調査による意識]

① 日常生活の中での悩みや不安

各障がいともに病気のこと、高齢になったときのことを上位に挙げているほか、精神障がいのある方では生活費のことを挙げています。

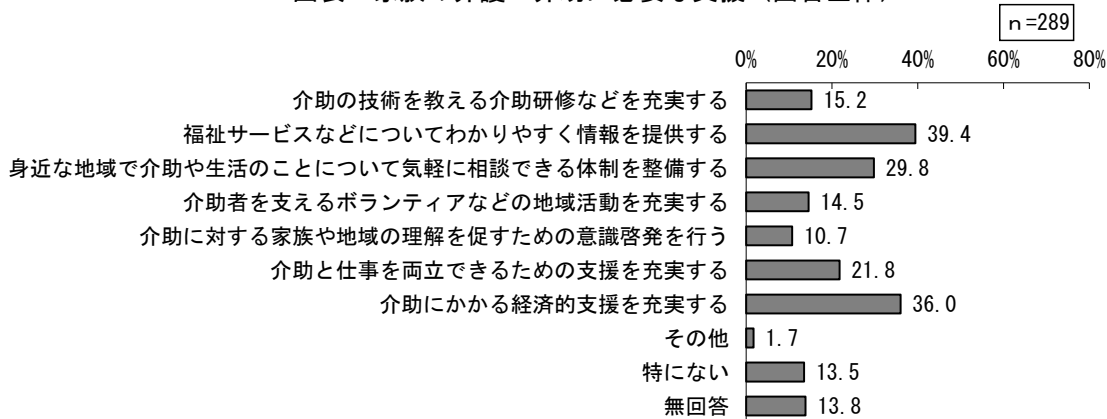
図表 日常生活の中での悩みや不安（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位	
身体障がい (n= 338)	病気のこと 45.0%	高齢になったときのこと 27.5%	主な介護者がいなくなったときの生活のこと 24.1%	特にな 16.9%
知的障がい (n=297)	主な介護者がいなくなったときの生活のこと・高齢になったときのこと 28.9%		病気のこと 27.6	特にな 9.2%
精神障がい (n=82)	病気のこと 39.0%	生活費のこと・ 高齢になったときのこと 31.7%		特にな 13.4%

② 在宅で介助(介護)を続けるために必要な支援

必要な支援として、「福祉サービスなどについてわかりやすく情報を提供する」を最上位に挙げています。

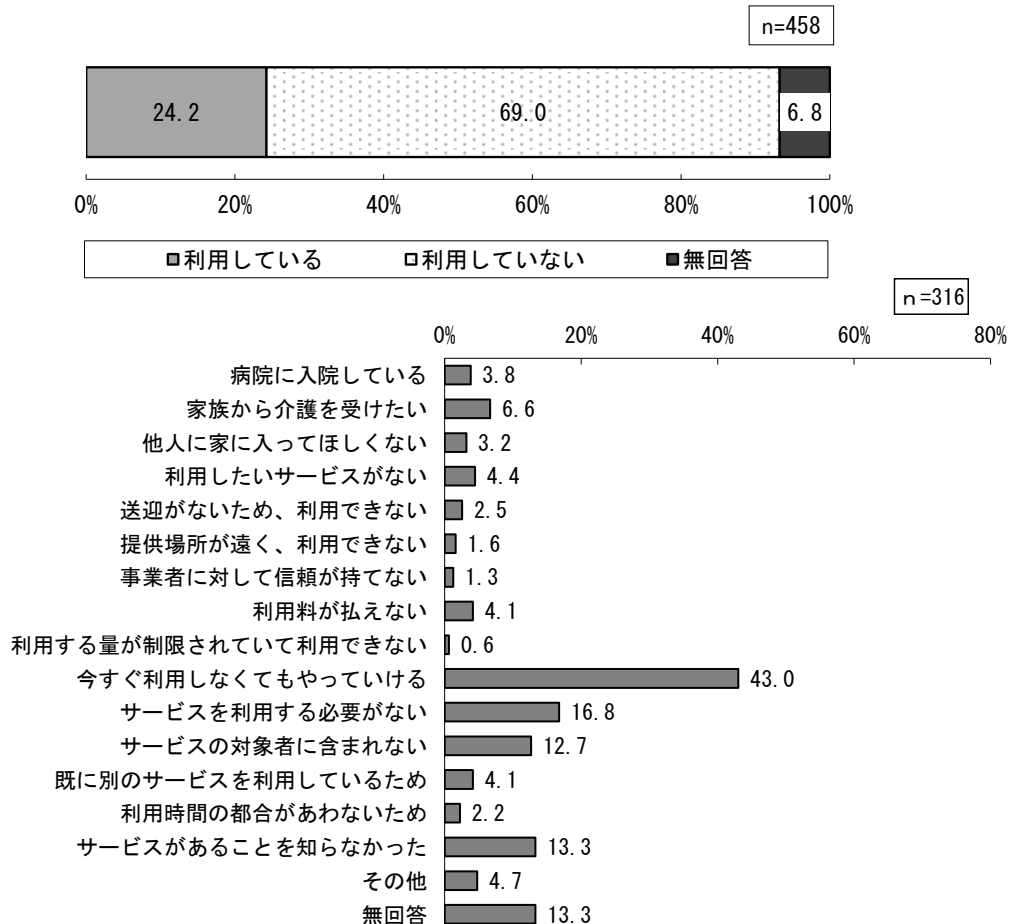
図表 家族の介護・介助に必要な支援（回答全体）



③ 障害者総合支援法のサービスの利用・利用していない理由について

サービスの利用・利用していない理由として、約1割の方が「サービスがあることを知らなかった」を上位に挙げています。

図表 障害者総合支援法のサービスの利用・利用していない理由（回答全体）



施策展開の方向

1 - (1) 情報提供・相談支援体制の充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体・担当課
相談支援体制の充実	<p>町役場相談窓口、相談支援事業所及び諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスにおいて、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言のほか、障がい福祉サービスの利用支援及び地域生活に必要な相談支援を行います。また、諏訪圏域障がい福祉自立支援協議会により、中立・公平な相談支援事業の実施と地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた取り組みを推進します。</p> <p>今後は、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスの基幹相談支援センターとしての機能強化、相談支援事業所の整備を図り、障がいの種別程度を問わず、障がいのある人が様々なサービスの中から自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で暮らすことができるよう、相談者の様々なニーズにあった気軽に安心して相談できる体制を整備します。</p>	住民福祉課 障がい者総合支援センター
民生児童委員との連携支援	<p>民生児童委員が、相談・支援を求めている要配慮者等に適切な対応ができるよう、必要な情報の提供を行うなど積極的な支援を行います。</p> <p>民生児童委員が行う見守り・相談等の活動について、要配慮者に関する情報提供等を行い、民生児童委員活動が円滑に行われるよう支援するとともに、連携を強化して、地域住民の状況の的確な把握と福祉ニーズの掘り起こしに努め、地域住民の立場に立った福祉活動の推進を図ります。</p> <p>また、身近な地域活動をはじめ、町や富士見町社会福祉協議会等の事業に対して一層の協力が得られるよう、連携を強化するとともに、民生児童委員協議会定例会への関係機関の参加と連携強化に引き続き取り組みます。</p>	住民福祉課 民生児童委員協議会
「障がい者福祉ガイドブック」・「広報ふじみ」・町ホームページによる情報提供の充実	<p>手帳交付・更新時に「障がい者福祉ガイドブック」を用いて福祉制度の周知を図っており、今後も継続・充実させるとともに、諏訪圏域障がい者自立支援協議会の発行する「障害福祉サービス利用ガイドブック」を活用していきます。</p> <p>アンケート結果をみると、「広報ふじみ」から福祉に関する情報等を得ている町民は約1割という状況ですが、利用者の要望等を踏まえながら、さらに紙面を充実させるとともに、福祉関連情報の提供に努めます。</p> <p>また、インターネットの利用者が増加し、障がいのある人にとって重要な情報ツールとなっていることから、町ホームページの内容の充実を図り、町の福祉施策の周知やサービス利用申請書類のダウンロードなど、必要な情報がよりの確に伝わるよう見直しを行うとともに、申請等の手続きの利便性の向上に努めます。</p>	住民福祉課
町の窓口における情報提供の充実	<p>施設・事業者、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス、諏訪圏域障害者就業・生活支援センターすわーくらいふ、医療機関、県等と連携を図り、各機関の最新の情報を収集し、窓口において、障がいのある人とその家族に対して、有効な情報提供を行います。</p>	住民福祉課 関係機関

注)「★」は、重点的に取り組む施策を表しています。また、推進主体・担当課欄の「障がい者総合支援センター」は「諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス」を、括弧の記載のない「住民福祉課」は全て「社会福祉係」を指します。(以下、同様です)

1 - (2) 障がい福祉サービスの充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
居宅介護等事業の推進	障がいのある人の地域における生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費など自立支援給付の充実及び地域生活支援事業の推進を図ります。 また、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的・効率的に推進されるよう、一層の普及に努めます。	住民福祉課
障がい者入浴サービス事業	重度の心身障がいのある人の訪問入浴サービス事業は、平成 29 年度から利用が可能となっています。引き続きサービス利用希望の声に対応するため事業の充実を図ります。	
医療ケアのある方の短期入所サービスの受け入れ施設の開拓	医療ケアの必要な障がいのある人の短期入所受け入れ施設には限りがあり、望むサービス量が確保できない状況については、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会の医療的ケア部会と連携し、受け入れ施設の開拓をしていきます。特に、諏訪圏域内の医療機関において、短期入院、レスパイト利用について調整を進めます。	住民福祉課
地域生活支援拠点の整備	障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、身近な相談支援体制を整備するとともに、将来を見据え、グループホームへの入居体験、緊急時の受け入れ体制の確保など、住まいを中心とした在宅支援を行う地域生活支援拠点の整備を諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス・諏訪圏域 6 市町村・事業所等関係機関と協議しています。平成 30 年度から緊急時の受け入れ体制については、2 か所の入所施設で 1 床確保しています。 引き続き、グループホーム等入居体験の機会・場、専門的人材の確保・養成について協議して進めていきます。	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会
富士見町有償在宅福祉サービス事業の周知	既存の公的福祉サービスではできない支援を、地域に根ざしたサービスとして提供できるよう、富士見町社会福祉協議会と連携し、有償在宅福祉サービス事業の周知に努めます。	住民福祉課
高齢者施策による支援の充実	「富士見町高齢者福祉計画」及び「諏訪広域連合介護保険事業計画」に基づき、各種高齢者福祉施策や介護保険事業、介護予防・日常生活総合支援事業等を推進します。 特に、高齢になってもできる限り要介護状態にならないよう、介護予防事業の効果的な実施や心身の状態に即した介護予防サービスの実現を図るとともに、障害者総合支援法の趣旨に沿って実施している福祉サービスも効果的に組みあわせ、高齢期の障がいのある人に対する福祉サービスの充実を努めます。 さらに、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けた取り組みを重視しながら、家族・地域のつながりを一層深いものとする体制づくりに努めます。	住民福祉課 (介護高齢者係) 諏訪広域連合

1 - (3) 地域生活支援の充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
日中活動の場の確保・充実	障がいのある人が、日中活動の場を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。 また、利用者が自己選択・自己決定のもとに、安心して利用できるサービス提供体制の確保に努めます。	住民福祉課

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
住まいの場の確保、 地域定着の支援	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、個々の状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の整備・人材育成を支援します。また、単身者や地域生活が不安定な人などに対し、24時間の相談支援体制や緊急対応等による地域定着を図ります。	住民福祉課 諏訪地域障 がい福祉自 立支援協議 会

1 - (4) サービスの利用支援・事業者の新規参入促進

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
サービスの利用援助	障害者総合支援法による障がい福祉サービスについて、その内容や利用方法、施設・事業者に関する情報などサービスの利用に必要な情報の提供に努めます。 また、サービス内容についても一層の充実を図れるように協議し、事業者・施設と連携を図っていきます。	住民福祉課
サービス提供事業者 の参入の促進	諏訪圏域内において、近隣市町村との調整を図りながら、社会福祉法人やNPO法人等のサービス提供事業者の参入促進を図ります。	住民福祉課 諏訪地域障 がい福祉自 立支援協議 会

基本目標 2. 生活の安定と自立への支援

施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障がい者に向けた雇用・就業環境の改善への取り組みについて、各種施策を推進しており、社会経済の影響等はあるものの、令和元年度の諏訪公共職業安定所管内の障がい者雇用人数は平成 28 年度から着実に増加しています。

サービス提供事業所と連携を図りながら、引き続き、必要な知識や能力の向上や生産活動等の機会を提供し、一般就労に向けた活動を支援するとともに、職業訓練機会の確保、一人ひとりの能力に応じた就労の促進、定着支援が求められます。

また、障がい者の就労を促進するためには、受け入れ企業の理解・協力が重要となります。そのため、平成 28 年の障害者雇用促進法改正による雇用分野における障がい者差別の禁止や、事業者の合理的配慮の提供等、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を続けるとともに、就労可能な職種の開発や円滑に就労につなげるための体制、就労に関する相談支援体制の強化を図るため、関係機関との連携を推進します。

■諏訪公共職業安定所管内の障がい者の雇用状況（経年比較）

単位：（人）

		平成 28 年 (2016)	令和元年度 (2019)
障がい者雇用	身体障がい	480.5	524.5
	知的障がい	254.0	273.5
	精神障がい	86.5	133.0
	計	821.0	931.0
雇用率 (%)		2.09	2.23

資料：「諏訪公共職業安定所」

[アンケート調査による意識]

① 仕事をしているうえでの不安や不満

各障がいともに経済的なことを上位に挙げているほか、身体障がいのある方では自身や家族の健康、知的障がいのある方では、将来の居場所を挙げています。

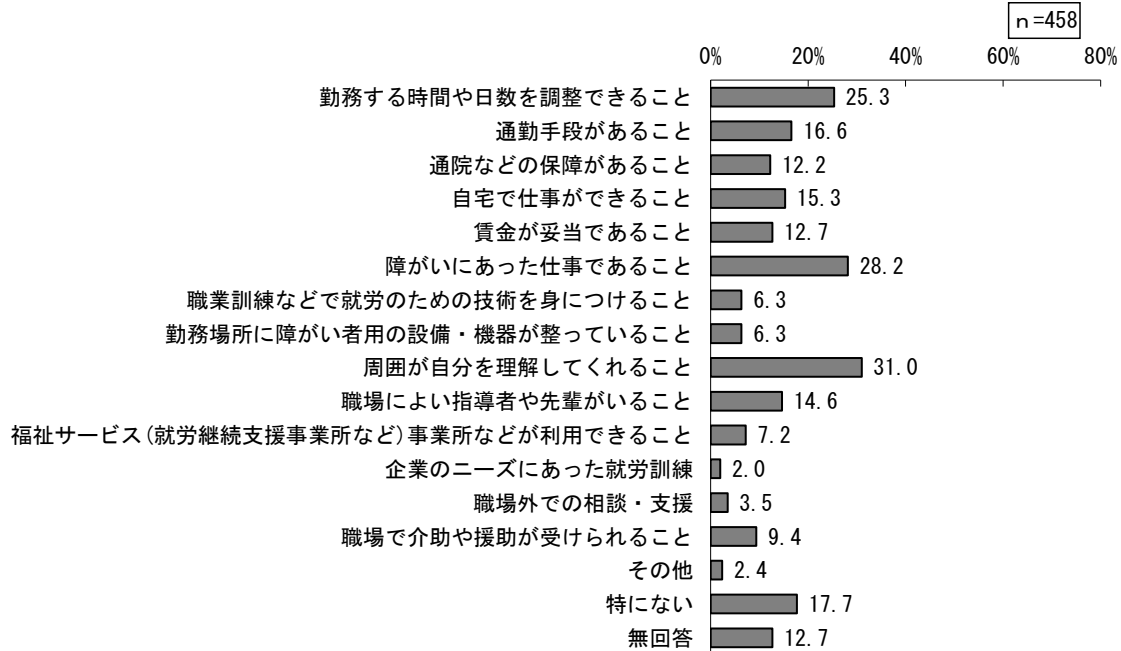
図表 仕事をしているうえでの不安や不満（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位	
身体障がい (n=90)	収入が少ない 28.9%	体力的に負担が大きい 20.0%	就業時間が長い 7.8%	特にない 46.7%
知的障がい (n=32)	収入が少ない 43.8%	施設や作業所が少ない 21.9%	体力的に負担が大きい 18.8%	特にない 31.3%
精神障がい (n=36)	収入が少ない 47.2%	仕事の悩みや相談できる人が職場にいない 19.4%	職場の人間関係にとけこめない 16.7%	特にない 25.0%

② 障がいのある人が働くために大切だと思う環境

働くために大切だと思う環境として、周囲が自分を理解してくれること、障がいにあった仕事であること、勤務する時間や日数を調整できることを上位に挙げています

図表 障がいのある人が働くために大切だと思う環境（回答全体）



施策展開の方向

2－（１）生活安定のための施策の周知

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
各種手当・年金等の周知	障害者手帳の窓口交付時などを活用して、特別障害者手当、特別児童扶養手当等各種手当や障害年金、町福祉年金などについて、制度の周知に努めます。	住民福祉課
税の控除・非課税・減免制度の周知	所得税や住民税の障がい者控除、利子等の非課税制度、自動車税・自動車取得税の減免制度などについて、制度の周知に努めます。	
公共料金等の割引制度の周知	J R（鉄道・バス）運賃の割引、バス・タクシー運賃の割引、有料道路通行料の割引、NHK受信料の減免、郵便料の減免などについて、制度の周知に努めます。	

2－（２）障がい者雇用の促進と就労支援の充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
一般就労に向けての支援体制	障がい者総合支援センターや障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校などと連携し、就職希望者に対して就労に関する情報提供を行うとともに、相談体制の強化を図ります。また、事業主への障がい者雇用を呼びかけ、一般就労への促進を図ります。	住民福祉課 障害者就業・生活支援センター ハローワーク
就業促進、職場定着に向けての支援	特別支援学校、障がい福祉サービス事業所などにおいて、一般就労に向けた就労体験を実施する場合の受け入れ事業所に対する補助（民間活用委託訓練・トライアル雇用・ジョブコーチによる支援）の周知を行い、活用を促進します。また、関係機関と連携した雇用の掘り起こし、情報提供に努めます。	

2－（３）福祉的就労の場の整備・充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
福祉施設から一般就労への移行の促進	福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所の整備を支援し、利用を促進します。	住民福祉課 自立支援協議会
障がい者就労施設等への発注の促進	障害者優先調達推進法の趣旨に準じ、「富士見町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を作成し、障がい者就労施設などからの物品の購入や役務の提供について、積極的に推進します。 また、働く意欲のある障がいのある人の就労の場が不足している中で、働く場としての農業分野が注目されていることから、農業部門と福祉部門が連携し、障がいのある人の雇用、就労を創出する取り組みを進めます。	住民福祉課 全庁

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
地域活動支援センターの運営支援	日中活動の場として、創作的活動や生産活動を行う地域活動支援センターの運営を行い、利用を促進します。	
障がい者支援施設等通所者交通費助成	就労継続支援B型、就労移行支援、自立訓練、生活介護、地域生活支援センターに通所する障がいのある人の交通費の一部を助成し、障がいのある人の経済的負担の軽減と安定した通所を支援します。	住民福祉課

基本目標3. 障がいへの理解と交流の促進

施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障がいへの理解は、地域で暮らす様々な場面で求められていることであり、暮らしやすいまちづくりを進めるためには、ともに地域で暮らす一員として、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発活動や幼児期からの福祉教育、交流教育などが望まれます。

本町においても、積極的な福祉教育・交流の促進に向けた取り組みを行っていますが、今後は、様々な世代で障がいについて学ぶ機会や、相互に交流を深める機会づくりを推進することによって、障がい者に対する差別意識や偏見などのない地域社会づくりに努める必要があります。

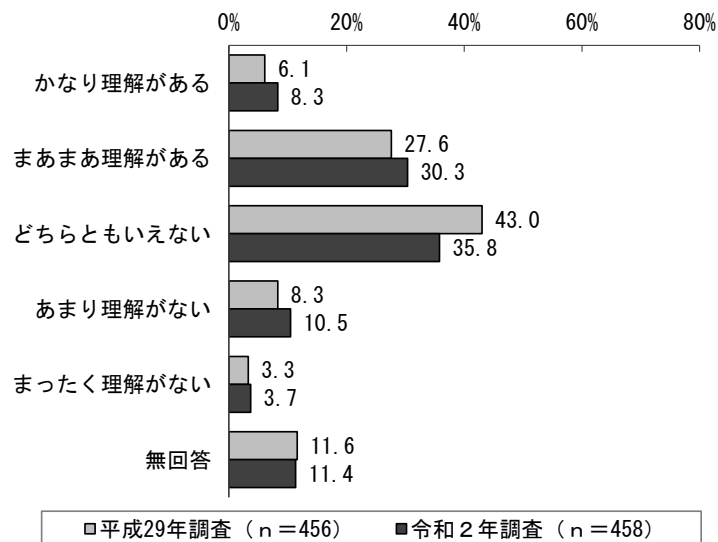
また、障がい者への窓口における対応など、合理的配慮に向けて、職員の障がいへの理解に向けた取り組みを推進していく必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 障がいへの理解について

平成29年度調査に比べて “※理解がある”（「かなり理解がある」+「まあまあ理解がある」）と回答している割合は約5%上昇しています。

図表 がいのある人に対する町民の理解（経年比較）



② 差別や偏見があると感じる場所・機会

共通して「学校・仕事場」、「外出先」を上位に挙げています。

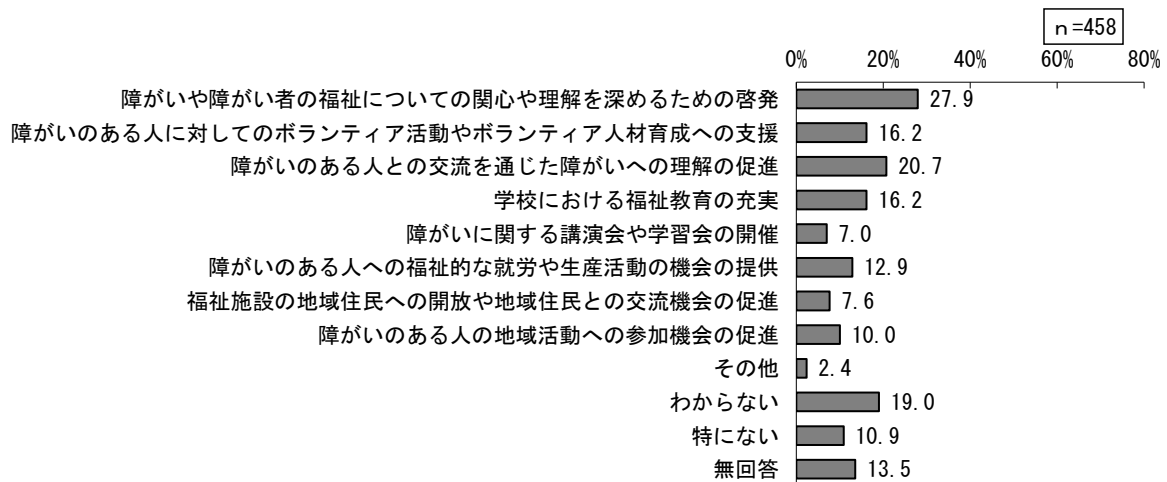
図表 差別や偏見があると感じる場所・機会（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障がい (n=100)	外出先・住んでいる地域 31.0%		学校・仕事場 29.0%
知的障がい (n=40)	学校・仕事場・外出先 40.0%		住んでいる地域 37.5%
精神障がい (n=43)	学校・仕事場 41.9%	仕事を探すとき・外出先 27.9%	

③ 障がいに対する理解を深めるために必要なこと

障がいに対する理解を深めるために必要なことについて、は、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が27.9%で最も多くなっています。

図表 障がいに対する理解を深めるために必要なこと



施策展開の方向

3－（１）広報・啓発活動の充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
障がい及び障がいのある人についての正しい認識の普及	「広報ふじみ」、町ホームページなどを積極的に活用して、障がい及び障がいのある人についての理解や人権尊重の精神が深まるよう、ノーマライゼーションの広報・啓発活動を行います。	住民福祉課
広報・啓発活動の充実	障がい及び障がいのある人についての理解促進・啓発活動の強化及び障害者優先調達推進法の取り組みに合わせて、障がい者就労施設等でつくった物品の販売促進の機会を設け、障がいのある人への理解を深めるための啓発・周知に努めます。	

3－（２）ボランティア活動の推進

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
ボランティアの育成	障がいのある人の日常生活を支援するボランティアの育成を、富士見町社会福祉協議会と連携して実施します。	住民福祉課 町社会福祉協議会
ボランティア活動の促進	日常的な関わりあいの中で、障がいのある人も含めた全ての町民が、それぞれのボランティア活動に参加しやすくなるよう、富士見町社会福祉協議会を中心に情報提供などに努めます。	

3－（３）交流・コミュニケーション支援施策の充実

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
交流・ふれあいの促進	町が主催する様々なイベントに障がいのある人が積極的に参加し、障がいのない人とともに活動する機会が確保されるよう、ボランティアなどの協力体制を充実します。	住民福祉課
コミュニケーション支援	聴覚障がいのある人が、公的機関や病院に出かける場合や、相談・手続きなどで手話通訳を必要とする場合に手話通訳者等の派遣サービスを提供します。 今後も、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員養成事業の充実を図り、質の高い手話通訳者を養成します。 また、長野県手話言語条例の施行に伴い、県の手話普及施策の実施に連携協力します。	

3 - (4) 権利擁護の促進 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
日常生活自立支援事業の促進	<p>知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が十分でないため自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行います。実施主体である富士見町社会福祉協議会と連携し、事業の普及・促進を図ります。</p> <p>また、多重債務者や生活困窮者となっている障がいのある人が現在増えてきていることから、社会福祉協議会や長野県諏訪生活就労支援センターまいさぼ信州諏訪等と連携しながら、事業の普及及びサービスの提供を図っていきます。</p>	住民福祉課 町社会福祉協議会
成年後見制度の活用	<p>知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された後見人などが行う成年後見制度の活用等利用支援を図ります。</p> <p>平成 29 年度から、茅野市社会福祉協議会が設置する茅野市・富士見町・原村後見支援センターに事業を委託していましたが、令和 3 年度から、成年後見支援センターを富士見町社会福祉協議会に設置します。町は、成年後見制度利用促進の中核機関を整備し、成年後見・権利擁護事業を実施していきます。</p>	住民福祉課 町社会福祉協議会
障がいのある人の差別解消と虐待防止	<p>障害者差別解消法の施行に伴い、障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮を行うとともに、町職員対応要領の作成とその遵守に努めます。また、障害者差別解消支援協議会の設置を諏訪地域障がい福祉自立支援協議会とともに検討します。</p> <p>また、障害者虐待防止法が施行され、町社会福祉係が障害者虐待防止センターに位置づけられ、虐待に関する相談及び虐待通報窓口として機能しています。今後、町民や、福祉サービス事業所に対して障がいのある人への虐待防止について、周知を行うとともに、虐待関係事例については、関係機関と連携し問題解決に当たります。</p>	住民福祉課

基本目標4. 保育・教育の充実

施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障がいのある子どもたちの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による教育を推進していくことが重要となります。

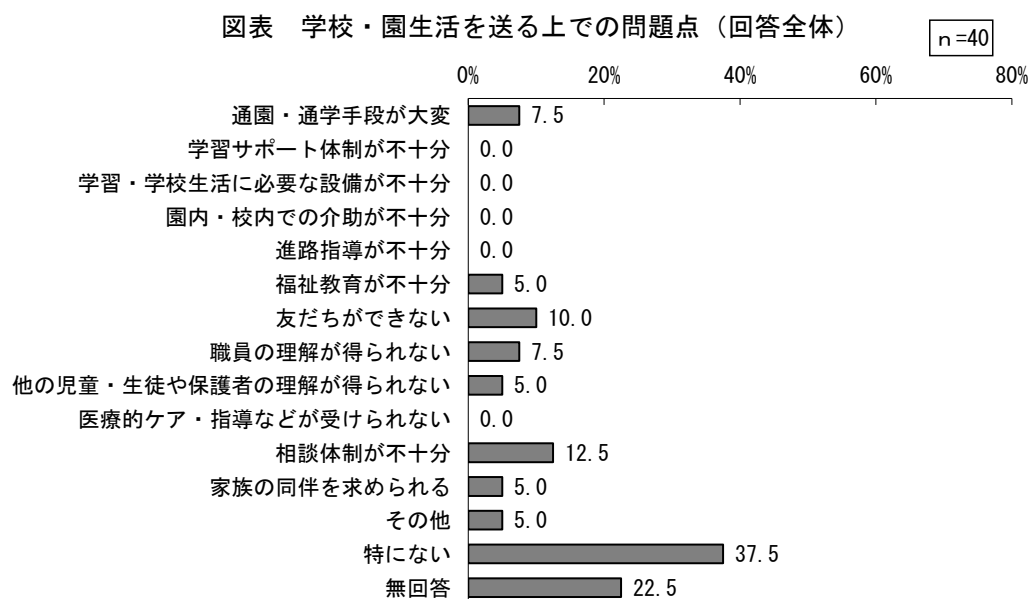
誰もが地域でともに育ち、学ぶことのできる支援体制や環境の整備、支援者の専門性の向上と障がいに対する理解促進に向けた取り組みなどが求められています。

そのほか、障がいのある子どもが活動できる場や機会が限られるため、適切なサービス利用とともに、健全育成に向けた機会を拡大していく必要があります。

[アンケート調査による意識]

① 学校・園生活を送る上での問題点

学校・園生活を送る上での問題点として、「相談体制が不十分」、「友だちができない」が上位に挙がっています。



施策展開の方向

4－（１）障がい児保育の充実

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
統合保育の充実	特別な支援が必要な幼児には、サポート保育士を配置し、安全面にも配慮しながら、各保育園において統合保育、交流保育を実施しています。 また、関係機関や専門家と連携し、助言を受けながら、一人ひとりの状況に応じた保育の個別支援計画を用意していきます。	子ども課 (子ども支援係)
保育士研修活動の充実	障がい児保育についての研修活動を推進します。 また、各種専門研修への参加により、保育士の資質の向上を図ります。	
児童発達支援等の充実	児童発達支援センターこの街きつず学園、WAKUWAKUすたじおなどでの療育支援や保育所等訪問指導が早い段階で受けられるよう、相談支援事業所などと連携し、児童福祉法に基づく児童発達支援サービス等の提供体制の確保に努めます。	住民福祉課
保育・福祉・保健分野の連携強化	障がいのある子どもが保育園に通う場合には、様々な支援を必要とすることから、療育支援コーディネーターなどが保育園の巡回指導を行い、教育、療育機関との連携と役割分担を図り、保育・福祉・保健分野等の連携をさらに強化します。	子ども課 (子ども支援係) 住民福祉係 (保健予防係・社会福祉係)

4－（２）障がい児教育の充実

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
早期からの相談支援体制づくり	特別な支援を必要とする児童に対し、就学前からの支援の流れを引き継ぎ、早期からの相談支援体制を築きます。 また、関係機関との連携を深め、就学に関する十分な情報提供を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら、相談を実施します。	子ども課 (総務学校係) 住民福祉課 (社会福祉係・保健予防係)
就学先の決定と支援の継続	早い時期から就学に関する情報提供をした上で、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定します。 また、将来の社会的自立を見通した教育や支援が行えるよう、途切れのない相談支援を進めます。	
小・中学校における特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	子ども課 (総務学校係)
個に応じた合理的配慮と基礎的環境の整備	障がいのある子どもの状況に応じた配慮を検討し、適切な対応に努めます。 また、合理的配慮の基礎となる施設や教材、人的配置といった教育環境の整備についても、計画的に改善や充実を図ります。	

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
交流教育等の推進	互いを理解し尊重しながら育つ中で、将来にわたって、地域や仲間との温かなつながりを持ち続け、認めあって暮らせることを願って、副学籍による交流及び共同学習を進めます。 また、地域への理解啓発のための広報活動、保護者や町民の学習機会を設けます。	
福祉学習の推進	本町では、富士見町社会福祉協議会が町内の小・中・高等学校を「社会福祉推進校」に指定しています。今後も学校における福祉学習の一層の充実を図るため、教育委員会や富士見町社会福祉協議会との連携によって学習カリキュラムを取り入れ、福祉施設等での体験学習や障がいのある人、高齢者などとの交流活動を推進します。 また、学校における福祉学習、総合的な学習の時間等と関連させ、ボランティア体験の充実を図り、児童・生徒のボランティア活動を促進します。	住民福祉課 町社会福祉協議会

4 - (3) 放課後児童対策の充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
諏訪養護学校学童クラブの充実	個々の障がいのある児童の状況を把握し、障がいの特性を理解し、支援に当たる指導員を配置するとともに、家庭・学校及び関係機関との情報交換を行うなど、受け入れ体制の整備に努めます。	住民福祉課
放課後等デイサービスの普及	学校就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービスの普及を行い、障がいのある児童の自立や放課後等の居場所づくりを推進します。 引き続き、障がいのある児童の自立や居場所づくりを推進し、中でも、強度行動障がいの児童についての受け入れ体制の充実を図ります。	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会

4 - (4) 芸術文化活動・スポーツ等への参加促進

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
芸術文化活動への参加促進	長野県障がい者文化芸術祭への出品の取りまとめなど、文化活動への参加を支援し、一般の芸術文化活動の場に障がいのある人が参加しやすいよう環境の整備や必要な支援を行います。 また、文化活動に関する各種催しの際には、主催者の理解と協力を得て、手話通訳者の派遣について充実を図ります。	住民福祉課
スポーツの振興	諏訪地区及び長野県障がい者スポーツ大会や町民スポーツ祭に、より多くの障がいのある人が参加できるよう周知を図ります。	

基本目標5. 保健・医療・健康づくりの充実

施策を取り巻く環境

[現況と課題]

一人ひとりの障がいの状態や環境等に応じて適切な健康管理を行っていくには、地域で適切な医療を受けられる、切れ目のない包括的な支援が重要です。

自立を促進するためには、地域医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、地域にある様々な医療機関との連携が欠かせません。

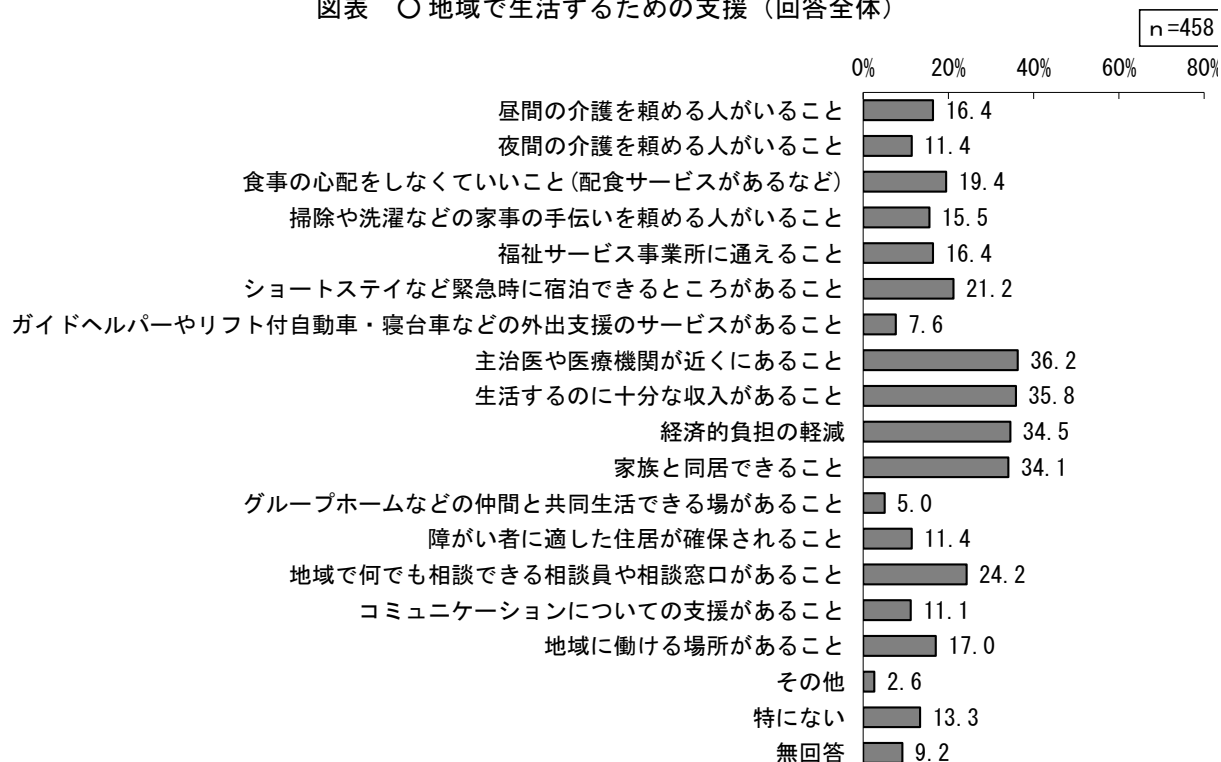
また、心身の発達に偏りや心配のある子どもについての相談が増えてきていることから、成長過程に応じた相談支援体制やきめ細かな療育支援などについて検討が必要です。

[アンケート調査による意識]

① 地域で生活するための支援

地域で生活するためがあるとよい支援として、「主治医や医療機関が近くにあること」を最上位に挙げています。

図表 ○ 地域で生活するための支援（回答全体）



施策展開の方向

5－（１）障がいの早期発見・早期療育の充実

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
障がいの早期発見	<p>乳幼児健診、乳幼児相談などの各種母子保健施策を通し、関係機関などと連携し、安心して子どもを産み育てられるように育児支援を行うとともに、保育園・学校などと連携し、障がいの早期発見・早期治療、疾病等の予防に努めます。</p> <p>また、乳幼児健診等の未受診者へは、地区担当保健師による訪問や電話連絡により、該当児の状況を把握するとともに、必要な保健指導を行います。</p>	住民福祉課 (保健予防係)
乳幼児の育成指導の充実	<p>乳幼児健康診査後の発達・発育面でのフォローに必要な乳幼児等に対しては、訪問指導も含め関係機関等と連携を図り、支援の充実を図ります。</p> <p>また、育児不安にも対応した「のびのびひろば」を継続して実施します。</p>	
母子通園施設事業の充実	<p>富士見町母子通園施設「すくすく広場」において、心身の発達に支援を必要とする幼児の療育支援、生活相談・指導等を行います。</p>	子ども課 (子ども支援係)
発達の相談支援体制の充実	<p>発達の支援が必要な子どものフォローには、ライフステージに応じた一貫した支援が必要です。そのため、関係機関がこれまで以上に連携し、支援体制の強化を図りながら、早期発見、早期療育支援に取り組むとともに、家族への支援のため、身近なところでの相談体制の充実を図り、相互理解を深めながら個々の状況に応じた支援を行います。</p>	住民福祉課 子ども課

5－（２）健康づくりの推進

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
健康づくり意識の啓発	<p>町民一人ひとりが日常生活の中で健康づくりに積極的・自発的に取り組めるよう、各種保健サービスや広報活動、「生活展」などのイベント活動等、あらゆる機会を活用して健康づくり意識を啓発します。</p> <p>また、富士見町健康づくり推進協議会を中心に、各種関係団体や関係機関と連携しながら、社会全体として個人の健康づくりの取り組みを支える環境を整えます。</p> <p>さらに、特定健診等により把握した、特に生活習慣病のリスクを持つ人に対しては、生活習慣を改善するための取り組みをサポートするため、特定保健指導や結果説明会など、個人の状態に応じた支援を行い、生活習慣病の発症や重度化を予防していきます。</p>	住民福祉課 (保健予防係)
こころの健康づくりの推進	<p>睡眠などの休養、こころの健康やうつ病に関する正しい知識の普及のため、各種保健事業を通して情報提供を行い、こころの健康づくりを推進します。</p> <p>また、保健師がこころの健康相談を受ける中で、必要な場合は各専門機関などを紹介し、適切な対応を図ります。</p>	

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
地域における健康づくりの推進	健康づくり計画「健康ふじみ 21」に基づき、関係団体、関係機関等と連携を図りながら、町民の健康づくりのための各種講座・講演会、教室等を開催し、健康に対する意識の啓発、健康づくりを推進していきます。	住民福祉課 (保健予防係)

5－（3）障がい者医療と地域リハビリテーションの充実

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
地域医療体制の充実	町内医療機関、地域医療を推進する医師会・歯科医師会などの理解を得て、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つよう、周知啓発を図ります。	住民福祉課
地域リハビリテーション体制の充実	障がいのある人の質の高い生活を確保するため、保健・医療・療育・福祉・教育・就労などの様々な分野との総合的な連携を促進し、地域の施設やサービス提供事業者などのリハビリテーション社会資源を活用し、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。 また、顕在化していないニーズの掘り起こしを進めます。	
自立支援医療費給付の周知	障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするために手術や通院治療等が必要な場合に、その医療費の自己負担額の一部について助成を行います。今後も制度の周知を図り、対象者が給付を受けることができるように努めます。	
重度心身障害者医療費特別給付金の周知	重度の障がいのある人が、医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額の一部について助成を行っています。今後も引き続き、制度の周知を図ります。	

基本目標6. 生活環境の整備

施策を取り巻く環境

[現況と課題]

障がい者が地域で自立して生活していくためには、情報や移動手段等、社会参加のための手段の確保が必要であり、加えて障がい特性に応じた住まいや地域生活を支える見守り、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用等、ソフト・ハードの両面から障がい者が安心して生活できる福祉のまちづくりが求められます。

また、障がい者にとっては、日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要です。そのため、関係機関や自主防災組織等と連携しながら、情報伝達や避難誘導、避難所での物資調達等、それぞれの障がいに配慮した支援に努め、障がいのある人が安全に避難し、安心して避難生活を送ることができる環境を整えることが重要となります。

[アンケート調査による意識]

① 外出の際に困ること

各障がいともに施設のバリアフリー化に関することを上位に挙げているほか、精神障がいのある方では「周囲の目が気になる」を挙げています。

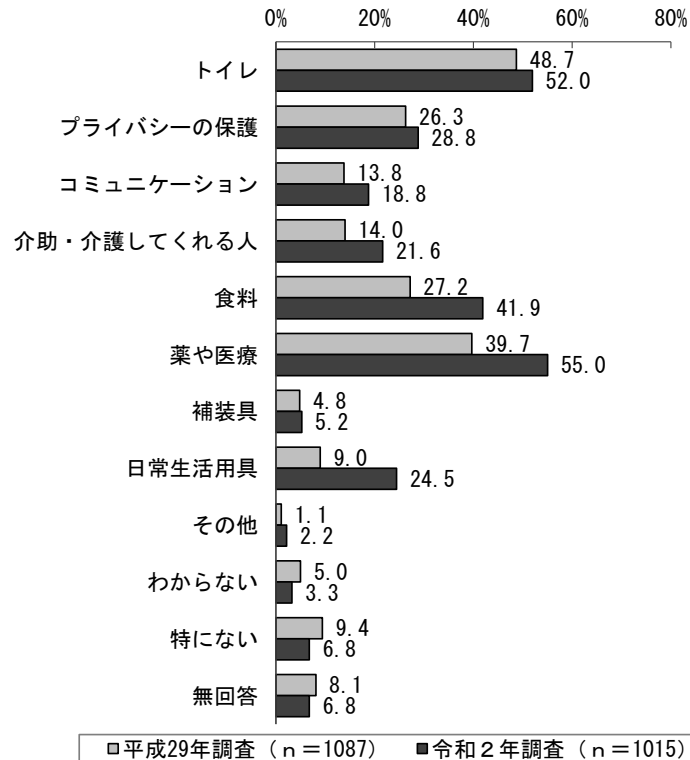
図表 外出の際に困ること（障がい別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位	
身体障がい (n=284)	階段や段差が多い 25.4%	専用の駐車スペースが少ない 14.4%	発作などの突然の身体の変化が心配 12.7%	特に困ることはない 30.6%
知的障がい (n=64)	公共交通機関が少ない 21.9%	気軽に利用できる移送手段が少ない・お金がかかる 17.2%		特に困ることはない 42.2%
精神障がい (n=73)	お金がかかる 21.9%	気軽に利用できる移送手段が少ない・周囲の目が気になる・発作などの突然の身体の変化が心配 13.7%		特に困ることはない 37.0%

② 家族の介護・介助に必要な支援について

災害時に避難所などで困りそうなことは、「薬や医療」が最も多く、「トイレ」、「食料」が続いています。前回調査と比較すると、「薬や医療」、「食料」、「日常生活用具」が10ポイント以上増加しています。

図表 災害時に避難所などで困りそうなこと（経年比較）



施策展開の方向

6－（１）住環境の整備

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
障がいのある人にやさしい住宅改良促進事業等の周知	介護保険制度のほかに、65歳未満の身体障がいのある人が在宅生活する際の身体的な負担や介護者の負担等を軽減するために住宅を改良する場合、改良工事に要する費用の一部を助成しています。 今後も、対象となる希望者が助成を受けられるよう制度の周知を図ります。	住民福祉課

6－（２）移動・外出しやすい環境づくり

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
安全で快適な道路環境の整備	幹線道路については、安全に通行できる歩行者環境の整備を推進するとともに、歩行空間の確保に努めます。 なお、除雪については、地域や関係団体と連携を図りながら進めます。	建設課
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の建設・改修に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、スロープまたはエレベーターの設置などに配慮した設計・施工に努めます。	関係部署
移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、余暇活動などの社会参加に必要な外出のための支援を行い、生活の質の向上に努めます。	住民福祉課
自家用自動車による外出支援	自家用自動車による外出を支援するため、身体障がいのある人が自ら運転する自動車の改造に要する経費について助成します。 障がい者等用駐車場の整備を行うとともに、駐車場利用に当たっては、信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車利用証）制度の普及を目指し、対象者の申請の推進と障がい者等用駐車場の適正利用の啓発を行います。	住民福祉課
町民デマンド交通「すずらん号」の障がい者割引の周知・利用促進	すずらん号の障がいのある人に対する割引制度について、利用促進につながるよう周知を行い、経済的負担の軽減と利用の拡充を図っていきます。 今後、聴覚障がい者の利用促進につながる協議を進めます。	産業課
重度心身障害者タクシー利用券支給	本制度の活用にあたっては、重度の障がいのある人の社会活動の範囲を広めるとともに、その世帯の経済的負担の軽減と、福祉の増進を図ります。	住民福祉課

6 - (3) 安全・安心対策の充実 ★

取り組み	事業内容	推進主体 ・担当課
<p>防災、支えあい体制の充実</p>	<p>災害時、緊急時に、要配慮者である障がいのある人の避難や安否確認が迅速、確実に行えるよう、避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別支援計画の作成、災害時要配慮者登録の勧奨、支え合いマップの作成を促進するなど、地域住民と行政、関係機関との連携強化に努め、地域住民がともに助けあい、支えあう地域支援体制の充実を図ります。</p> <p>災害時はもとより、日常の見守りを視野に入れた、地域安心ネットワーク体制づくり事業の要配慮者と支援者登録を推進します。</p> <p>現在、避難行動要支援者のうち、安心ネットワークへの登録同意の取れていない方が半数いるため、今後登録同意を進めて支援体制のさらなる充実強化を図ります。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>災害時等の情報提供・集約方法の充実</p>	<p>災害時、緊急時には、広報車、防災無線、防災メールなどにより迅速かつ正確な情報の提供を行います。また、大規模災害の発生時には避難状況などの情報集約を行い、次の支援体制についての情報提供を行います。</p> <p>さらに、日頃から防災無線や町ホームページなどを通じて防災に関する情報提供の充実を図るとともに、情報弱者に対して、防災行政無線受信機の配布を行います。</p>	<p>住民福祉課 総務課 (防災機器管理係)</p>
<p>防火対策の充実</p>	<p>日常の火災予防や地震などの大規模災害発生の際の火災による被害を軽減するため、富士見町消防団、自主防災組織と協働して地域ぐるみの防火体制を強化します。</p>	<p>消防課 総務課</p>
<p>地域防犯対策の充実</p>	<p>高齢者や障がいのある人を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘販売などの犯罪から守るため、広報やチラシ配布などを通じて自主防犯意識の向上に努めます。</p> <p>また、富士見町防犯協会や関係機関等と連携を図り、見守り活動等を通じて情報収集・情報提供を強化し、事件発生未然防止に努めます。</p>	<p>住民福祉課 (住民係)</p>
<p>交通安全対策の推進</p>	<p>増加傾向にある高齢者、障がいのある人の交通事故を抑止するため、交通安全教室を継続して実施し、学習機会の充実を図ります。</p>	<p>建設課</p>

資料編

1. 富士見町福祉運営委員会設置要綱
2. 富士見町福祉運営委員会委員名簿
3. 用語集

1. 富士見町福祉運営委員会設置要綱

平成 15 年 3 月 20 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 富士見町福祉運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第 2 条 委員会は、富士見町老人保健福祉計画及び、富士見町障害者福祉計画に関する調査、研究及び事業計画策定及び、福祉に関する事項について協議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、保健、医療及び福祉に係る機関及び団体等並びに町民のうちから町長が委嘱し 15 名以内をもつて組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再選は妨げない。

2 役職をもつて委嘱された委員は、その役職の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第 7 条 調査、研究及び事業実施に必要な資料収集のため、委員会内に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部員は、各種団体及び行政機関の中から委員長が委嘱する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2. 富士見町福祉運営委員会委員名簿

任期/令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏名	所属	備考
當 銘 利 章	富士見町医師会	委員長
名 取 祐 仁	社会福祉協議会	副委員長
後 町 みどり	地域包括支援センター	
田 中 みゆき	保健指導員連合会	
岡 崎 咲 穂	民生児童委員協議会	
小 林 茂 光	諏訪広域連合介護保険委員会	
樋 口 てる子	介護相談員	
武 居 美津子	食生活改善推進協議会	
織 田 淑 子	ボランティア代表	
大 島 良 彦	福祉施設代表	
名 取 あゆみ	子育て支援拠点NPO法人たくさんの手	
鈴 木 美和子	諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス	

3. 用語集

【あ行】	
アクセシビリティ	情報の入手のしやすさ、施設や機器の利用のしやすさ。年齢や身体障がい等による利用の障壁を取り除き、障がい等の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、交通手段や施設等の利用、諸活動への参加ができること。
NPO (Non Profit Organization)	民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

【か行】	
介護保険制度	高齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
強度行動障がい	自傷行為や他害行為、激しいこだわりや器物破損などの生活環境に対する不適応行動が通常考えられない頻度と形式で出現しており、日常生活に困難が生じている状態。
高次脳機能障がい	高次脳機能(認知)とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情(情動)を含めた精神(心理)機能を総称する。病気(脳血管障がい、脳症、脳炎など)や、事故(脳外傷)によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが生じた状態を、高次脳機能障がいという。
更生医療・育成医療	身体上の障がいまたは現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。18歳以上の場合は身体障害者福祉法により更生医療が、18歳未満の場合は児童福祉法により育成医療が適用される。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。

【さ行】	
災害時要配慮者	災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人。
災害時避難行動要支援者	従来の「災害時要援護者」に代わり、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「災害時要配慮者」(71ページ)といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。 富士見町では要介護認定区分要介護3以上の人、身体障がい者手帳1・2級の人、療育手帳A1・A2の人、精神保健福祉手帳1級・2級の中のうち、単身世帯の人をいう。(施設入所者を除く)
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。
重症心身障がい	重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
ジョブコーチ	障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。
信州パーキング・パーミット制度	日常的に多くの方が利用される施設の障がい者等用駐車区画の適正利用を図るため、利用対象となる方に長野県内共通の利用証を交付する制度のこと。
生活習慣病	がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症や障がいなどの理由により判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所によって選ばれた後見人が、本人の財産の管理や身上保護などを行い、権利を擁護する制度のこと。

【た行】	
特別支援学級	小学校や中学校で特別支援教育を行っている学級のこと。
特別支援学校	平成19年4月より、盲学校、聾学校、養護学校は、全て障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援等、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たす。
特別支援教育	学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別障害者手当	20歳以上の、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護が必要な人へ支給される手当。

トライアル雇用	有給の有期契約による試用雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障がいのある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障がいのある人の雇用を促進することができる。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等が包括的に確保される仕組みのこと。

【な行】

難病	国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。
ノーマライゼーション	障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会である、とする考え方。

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD／HD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。
バリアフリー	「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア:Barrier)となるものを除去(フリー:Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。
副学籍	特別支援学校(在籍校)で学ぶ障がいのある児童が、居住する地域の小・中学校を「副学籍校」として、副学籍校の学校行事や学習などに参加し、地域でともに学びあい、互いを理解し尊重しながらの育ちを支援する仕組み。
福祉的就労	民間企業や公共機関、自営や起業などでの一般就労に対して、労働市場では職をみつけることが困難な障がいのある人のための代替雇用(保護雇用)による就労形態のことを呼ぶ。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業(A型及びB型)などの福祉サービスで就労することをいう。
ボランティア	社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。
防災行政無線	災害時の緊急情報など行政情報の伝達を無線により行う仕組みのこと。

【ま行】

民生児童委員	民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言や、必要な援助を行う。
--------	---

【や行】	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認めあい、最初からできるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

【ら行】	
ライフステージ	幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。
リハビリテーション	障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージの全ての段階における全人間的な復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指すものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。
レスパイト	介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児(者)の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

第4期富士見町障害者計画

令和3年度～平成8年度

発行: 令和3年3月

企画・編集: 富士見町役場 住民福祉課 社会福祉係
〒399-0292

長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地

TEL: 0266-62-9144

FAX: 0266-62-5228